

午前10時02分開会

○佐藤（喜）委員長 ただいまから市民委員会を開会いたします。

なお、日程に一部追加がございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、日程第1のわくわくプラザ事業についての報告を受ける前に、委員の皆様もご周知のことと思いますが、11月11日（火）に川崎区内のわくわくプラザにおいて発生いたしましたことについて、まず報告を受けたいと思います。

傍聴の申し出がありましたので、これを許可したいと思います、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

○佐藤（喜）委員長 それでは、傍聴を許可します。

それでは、理事者の方、よろしくお願いいたします。

○大木市民局長 おはようございます。わくわくプラザ事業の報告について説明させていただく前に、若干お時間をいただきたいと存じます。

委員の皆様には既にご一報させていただいておりますが、川崎区のわくわくプラザにおいて発生いたしました事故につきまして改めてご説明させていただきます。

先日の11月11日の火曜日、午後4時20分ごろ、川崎区の東大島小学校わくわくプラザ室2階の窓から同小学校1年生の男子児童が建物外側通路に転落し、頭部に重症を負う出来事がありました。男子児童は救急車で病院に運ばれ、診断の結果、頭蓋骨骨折等症状があり、現在、集中治療室にて治療を続けている状況でございます。このたびの出来事につきまして、委員長を初め委員の皆様にはご心配をおかけいたしました。一刻も早くお子さんが元気になられることを願っております。

それでは、詳細につきましては青少年育成課長の近藤から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○近藤青少年育成課長 それでは、詳細についてご報告申し上げます。

先ほど市民局長からご説明が前段でございましたけれども、事故発生日時が平成15年11月11日火曜日16時20分ごろでございます。場所は東大島小学校わくわくプラザ。

この東大島小学校わくわくプラザの概要でございますが、東大島小学校は在籍児童数が336名でございます。そのうち、わくわくプラザに登録をしている児童は256名でございます。東大島小学校のわくわくプラザはプレハブ建物2階建てでございます、総面積が226.8平方メートルでございます。事故に遭われたお子さんは東大島小学校1年生の男子児童で、年齢は6歳でございます。事故当日、わくわくプラザの利用児童数でござい

ますが、82名でございました。東大島小学校わくわくプラザの登録スタッフ総数は13名で、当日のスタッフ数は7名が勤務をしておりました。また、この7名のうち、プレハブ建物内に5名、残りの2名は体育館におりました。当日は雨天でございましたので、校庭には児童は遊んでいる状況はございませんでした。

事故の概要でございますが、4時20分ごろ、2階ホールの窓から校庭外側通路に転落という連絡が、その日の5時過ぎに青少年育成課の方にふれあい館の方から報告がございまして、報告の内容については、救急車にて現在病院に搬送しておりますというような転落の状況とその後の救急車対応について報告があつて、また詳しい状況がわかり次第、連絡いたしますということで第一報がございました。その後の報告で、事故発生時においては、わくわくプラザはおやつ時間帯であり、わくわくプラザ内のスタッフ5人のうち、4人がおやつ担当で、1人が2階担当であったが、1名は用事があつて1階におりている間の事故ということでございました。また、救急隊の話では、頭蓋骨骨折ではないかというふうに入っていると次の報告がございました。さらにその後、ふれあい館のスタッフ、それと私が病院に向かいましていろいろと状況を確認したところ、担当医から保護者は、脳挫傷及び外傷性クモ膜下出血、頭蓋骨骨折と診断をされたと伺いました。また、オペは現段階ではせずに様子を見るということで、意識は有ったり無かったりというような状態であるということを担当医師から報告を受けたと保護者の方から伺いました。その後、当日21時30分に2回目のCTスキャンを撮影したところ、1回目のCTスキャンと比べて変化はなしというようなことで連絡がございました。

翌2日目についても、児童の様子については変化が見られず、夕方CTを撮ったということでございますが、夕方のCTについても変化はなかった。なお、前後いたしますが、2日目の朝に児童はおう吐したというようなことを伺いました。また、腹部の関係の検査も超音波あるいはCT、これはどちらかはっきりいたしません、検査もしたということでございますが、腹部についての異常はなかったというふうに伺っております。

2日目までのお子さんの状況はそのような状況というふうに伺っております。

なお、昨日までにこの事業を受託している委託先であります青丘社の方からは、転落時の状況について第一報の報告として、おやつの片づけで2階部分の見守りが一時的に空白になったときに起きました。おやつを終えた子供やおやつを食べない子供が2階で遊んだり、1階と往来して、当時、2階には20人ほどの子供たちが遊んでいました。落下した窓の足元には緊急縄ばしごの収納箱が置いてありました。2方向の避難経路の確保という

消防法上の理由で窓さくは設置できないと説明を受けています。ふだんは二重施錠の上、開けない約束をし、張り紙もしていたのですが、2週間ほど前からその注意事項もはがれていました。やわらかいボールを使って遊ぶ子もいました。子供が落下する5分ほど前のスタッフの確認では、その窓ともう1カ所の窓が開いていたが、全体がむっとした状況で換気が必要と考え、網戸だけして階下におりました。外に倒れているという子供の情報で落下を知り、その場で安静にさせ、救急車を呼びました。

また、現在取り組んでいることということでご報告もいただいておりますが、放課後の安全な生活を保障するはずの場でこのようなことが起きてしまったことを大変申しわけなく思っております。子供の回復を祈り、容体の確認に病院訪問をしております。そして、原因究明を調査整理し、4校のわくわくプラザスタッフとともに、運営体制の点検活動を始めております。予断による情報や勝手な推理、不確かな伝聞情報をなくすために、今ははっきり明らかにできることはきちんとお話しし、私たちの運営上の問題点もきちんと情報公開いたします。しかし、大人が現場を見ていなかったため、当時の子供たちからの情報に頼るしかありません。見たままの事実と思ったこと、伝え聞いたことの混同が生まれております。今後は子供や保護者との協力関係の中で得られる情報を整理してまいります。当時の状況がはっきりしないため、警察は事故と事件の両方で調べております。私たちは警察の捜査に子供の人権を配慮しつつ、できるだけ協力していくことを確認しております。

以上が青丘社の方からいただいている昨日までの報告及び取り組み状況でございます。

なお、今朝方も私、病院に伺ってまいりました。昨夜の容体は安定しているということですが、まだ熱が下がらない。38度弱の熱があるということです。それから、親御さんとの会話はいかがですかと伺いをいたしました。まだ会話はできておりませんというようなことを親御さんから伺いました。

大変雑駁でございます。概略でございますが、大変申しわけありませんが、簡単に報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○佐藤（喜）委員長 説明は以上のとおりです。この際、質疑がございましたらお願いしたいと思いますが、この後、日程第1のわくわくプラザ事業全体の報告を受けますので、重複した部分があることと思いますが、まず、ただいま報告を受けましたことについての質疑をお願いしたいと思います。委員の皆様のご協力をお願いします。

○浜田委員 起きてはならない事故が起きてしまったと。もう本当に残念で、残念でならないというふうに思います。

そこでまず、ハード面から、安全対策として手落ちがなかったのかどうかということをお聞きしたいと思います。2階の窓からの転落というものは、事故の可能性の1つとして予想されたことではないのかと思います。安全柵、先ほども避難路の関係でそういったものが施せなかったというようなこともあります。パイプを横に渡すなり、そういう安全さく、これが必要だったのではないかと思います。どうなのでしょう。

○近藤青少年育成課長 今、浜田委員からご指摘がございました安全対策に手落ちがなかったかということでございますけれども、そのことも含めて、事故が起きてしまった、起こしてしまったということは真摯に受けとめて、その部分については今後慎重に検討をさせていただきます。また調査をさせていただきます。

○浜田委員 安全柵、横にパイプを通すとか、何らかのそういう、すべての小学校がしてあるとは限りませんが、よくそういうようなものを見かけるものがあると思うのですが、避難ばしごを渡さなければいけないということがあるのでしょうか。そういったことも必要だったのではないかなと今思います。

もう1つはソフト面についてですけれども、今、スタッフの配置状況が2階に1名、また、その方もそのときはちょうど下におりてしまっていなかった。こういうことが問題だったのではないかなと思います。必ず2階にいるようにする、そういうことがとれなかったのかどうか。なぜそういうところで、後になってみれば、その時はちょうど下に行ってしまったというようなことで済まされないのではないかなと思います。また、2階の使い方につきましても、日ごろのような形で2階を遊び場として、また、2階の遊ばせ方をどのように考えていらっしやったのかなということも非常に疑問です。スタッフの配置についてどうなっただけでいらっしやったのか、また、どうすべきであったのかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

○近藤青少年育成課長 今ご指摘がございました1人配置という部分でございますが、この時間帯がおやつを食べている時間帯ですから、大半の子供たちについては1階部分でおやつを食べていたということで、通常ですと、自由に遊んでいる時間帯であれば複数配置というふうなこともしておりますけれども、この時間帯で2階の部分は少ないということもあって、1人配置で安全が確保できるという判断でそのような体制をしいたと思われま。そのことについては、結果として事故につながっている状況も予測されることから、すべての施設に対しても安全体制については常々指示をしているところでございますが、再確認ということで再度すべての施設に徹底を図りました。やはり日ごろから複数配置と

というような安全確認、そういうものを指示しておりましたけれども、そういう状況の中で、おやつ時間帯で1人でも安全確保が可能かという判断があったのかもということで、これは推測の部分を残れませんが、この部分についても再度青丘社あるいはもう1つ委託をしております財団法人かわさき市民活動センター等とも十分協議をし、また点検をし、安全の対策を図ってまいりたいと考えております。

○浜田委員 それからもう1つ、今、2階で日ごろどのような遊ばせ方をしているか。

○近藤青少年育成課長 基本的には、子供たちは天気がよければ校庭ですとか、体育館があいていれば天気がよくても体育館で大きな体を動かす遊びをしますので、スタッフがそれなりに人数配置をしませんと、やはり動きが激しくなりますので、そういう体制をとりますけれども、プレハブの中は、広いといっても、それほど大きな動きができるわけではございません。ただ、当日雨が降っていて、おやつ時間帯で20人ぐらいですから、ボールを使ったゲームなんかをしていたということもございますけれども、人数が多いと、比較的ゲーム盤を使ったり、ブロックとって積み木遊びの変形をしたり、そういうようなもので座って遊ぶことがかなり多いというふうに伺っていますので、スタッフは何人かが、複数ということになりますけれども、要所と一緒に遊ぶ場合もあれば、それから歩き回りながら子供の様子を見るというふうな状況もある。その日その日によってスタッフの動きは当然異なってくると伺っております。

○浜田委員 当日雨でしたがゆえに、校庭にある意味ではスタッフを配置しなくて済んだ。ですから、本来晴れであれば校庭にも配置しなければいけなければ、なおさら室内が手薄になったのではないかなと思うのです。そういう校庭に配置しなくて済んだにもかかわらず、室内の方が晴れに比べれば手薄ではなかったにも関わらず、2階に1名いるその1名が欠けてしまったということで、このことはやはり体制としてすごく問題があったのではないかなと思うのです。では、もし仮に晴れであったならば、晴れであっても必ず1名が2階にいる、こういう体制になっていたのでしょうか。

○近藤青少年育成課長 子供がいるときには、必ずスタッフを配置するということは徹底をされておりました。したがって、今ご指摘の校庭へ出るときには、基本的にスタッフがそちらにも配置になりますので、そういう状況のときには、2階に子供がいる場合には当然2階にスタッフがおりますし、そうでなくて、スタッフの人数の部分になれば、当然2階から子供たちをおろして1階部分で遊ばせるとか、それから校庭に大半の子供たちが出て行ってスタッフがそれに付き添うとか、そういうような体制はとっております。2階で

遊ぶ場合には、当然2階にスタッフがいるという体制をとっていたということで伺っております。

○浜田委員 そういう意味で、スタッフの配置状況から見て、人数がちょっと少なかったのではないかな。今後の取り組みもありますけれども、配置状況をよく見て、校庭、体育館、そしてプラザ室、またプラザ室も1階、2階とあるわけですから、そういうことをよく考えて、またおやつ時間であった、だから、許されるということではありませぬし、そういうこともあるのですから、そういうことを見て、よくよくスタッフの配置を考えなければいけないのではないかと思います。全体の問題ですので、具体的な今後の取り組みということで、最後にちょっと局長の方からお伺いしたいと思います。

○大木市民局長 大変申しわけないというふう感じておるわけでございますが、今、スタッフの配置だとか、あるいは環境上の問題だとかいろいろご指摘がございました。私たちは常日ごろ万全な体制ということで各法人にも指導しているつもりでございまして、具体的には運営の手引というものをつくりまして、スタッフの配置だとか安全対策、例えば今回の東大島小学校の1階と2階と分かれているとか、あるいは普通の学校でもそうですが、体育館だとか図書室だとか校庭だとか、お天気によってもいろいろと、その日によってもいろいろとあるわけですが、いろいろな活動場所があるわけです。スタッフの配置、スタッフの目が子供さんに対して隅々まで届くように指導しているところでございます。

今回、先ほど課長から説明があったとおり、おやつ時間に重なっている。おやつだけではなかったと思いますけれども、ちょっとその辺の理由についてはこれからいろいろ調べるわけですが、2階にスタッフがいなかった。その5分前には網戸を閉めた。その間の出来事であったということで大変残念に思うわけでございまして、これからは空白時間をつくらないように、スタッフの研修だとかいろいろな部分を通じて指導の徹底を図っていきたく思いますし、2度とこういうような事故がないように、あらゆる手を使って各法人に対して指導してまいりたいと考えております。

○浜田委員 4月にスタートしまして、4月、5月と混乱がありまして、また、夏休みが大変な混乱が予想されるのではないかなということで心配されておまして、その夏休みが終わって、まだ丸1年たったわけではないのですが、そういうことで、夏を過ぎて2学期に入りまして落ちついてきたというような、そういう認識で、この方はまだ1年たっていないにもかかわらず、気の緩みもあったのではないかなと思います。今後とも手引などを万全にまた守っていただいて、安全にはくれぐれも気をつけていただいて、緊張感を持

って運営していただきたいというふうに思います。

○石川委員 先ほど話が出ましたけれども、まず施設面での安全管理の問題と運営面での安全管理の問題と大きく2つ問題点が出てきていると思うのです。私がちょっと不思議に思うのは、先ほどのご報告でもあった縄ばしごのボックスというのがありますね。私もきのう現場を見させていただきましてけれども、高さが大体50センチぐらいですか、もう少し薄かったかわかりませんが、目見当ですが。それで、奥行きが20センチぐらいで、幅が30センチぐらい。こういういわゆる踏み台みたいなボックスですね。それが通常、係の人のお話では、窓の下にあると、そこに乗かって乗り出す可能性があつて危ないので、わきにいつもどけておいたのだということ現場の方からお話をお聞きしました。実際どけたということは、以前にもそういうふうに乗って遊ぶなり身を乗り出すなり、ある程度そういう危険行為があつたというふうに考えるわけですが、その辺は現状としてはどうだったのでしょうか。

○近藤青少年育成課長 ご指摘のとおり、そこに子供が乗りますので、当初は、ごらんいただいている委員の皆さんもいらっしゃいますので、窓が2カ所ございまして、その下に避難ばしごの使い方というような説明書きのプレートが張ってございます。そして、その下に避難ばしご用のボックス、高さが約40センチございまして、今、石川委員のご指摘のとおり、踏み台にしてそこに子供が乗かって、補助が立って、避難ばしごで降りるというような、実際の使い方はそういう形になるかと思ひます。したがって、そういうものをそこに設置するという必要性はございました。ただ、それはあくまでも避難時に利用するものでございますので、通常の遊び道具ではありませんが、その状況に、どうしても高さがあつて、子供たちは外を見たいということがありますから、当然にそこに乗るといふ行為はございました。したがって、これは危険というふうに判断をして、しかしながら、しまつてしまうわけにはいかないものでございますので、端によけて、緊急時にすぐ出せる体制をつくつた上で、スタッフが日常の指導をしていたということでございます。今まで避難ばしごを使うような必要がなかつたということでございますけれども、実際にはその部屋にどうしてもすぐ利用できる場所には確保する必要がありましたので、端によけて置いてあつたということでございます。

○石川委員 私も実際に持ってみましたけれども、持ち上げるには、30キロほどあつたのでしょうか、これも感覚ですが、ただ、引きずる分にはお子さんでも十分移動ができるというような重さであつたろうと思うのです。それで、そういうある程度危険行為があつた

から端に寄せたということで、それは安全管理上必要な対応だつたと思うのです。乗っかれば逆にいつでも乗り出すことのできるという状態がある程度わかつていたわけで、それについて、先ほども他の委員からありましたけれども、何らかの形での安全対策というのですか、ちゃんと固定式の枠は当然、避難通路ということもあるでしょうからできないにしても、何らかの安全対策を講じてほしいというような声は今まで現場からも上がつていなかったのでしょうか。

○近藤青少年育成課長 さくをつけられないかというような現場からのご相談はございました。先ほどのふれあい館からのご報告の中にもあつたとおりでございます。しかしながら、川崎市火災予防条例57条の2に実はこういう規定がございまして、2方向に避難経路をつくりなさい。それによりがたい場合、避難器具をつけて2方向を確保するというようなことが指示されてございます。したがって、今後、今、委員のご指摘がありました何らかの安全対策という部分については、消防機関等から十分いろいろご助言をいただきながら、どのような方策がとれるのか慎重に検討してまいりたいと考えております。

○石川委員 先ほどの開けないようにというふうな張り紙があつて、しかも二重かぎですか、それがあつたということですが、仮に二重かぎがあつたとしても、子供が台に乗つて簡単に手が届く範囲では、これはそこが開かないという状態にはできないと思うのです。開けばそれだけ危険が予知されたということで、そこら辺は安全管理上の問題が確かにあつたのだらうと思うのですけれども、そこら辺の検討ですか、その窓を設置する際に、どうすれば非常用として活用できるか。安全面と非常口の確保という面でどんな検討をされてきたのか。そこら辺が少し検討が不十分だつたのではないかというふうに聞いていたものでございますけれども、その辺はどうでしょうか。

○近藤青少年育成課長 安全面の部分については、十分関係機関と建築するに当たって、それから避難路の確保ですとか、そういった部分についていろいろご指導いただきながら設置をしたものでございますが、今、委員のご指摘のように、今後の安全策についてはよりどのような方法がとれるのか、さらにアドバイスを伺っていきたいというふうに思っております。

○石川委員 そもそも2方向の避難ということと言うと、きのう現場を見ても思ったのですが、市民局のご説明にもありましたけれども、階段を上ってくる下への避難方向と外階段の方向がいわゆる同一方向、隣り合わせになっていたために、これは2方向避難としては認められないということで、消防法上、縄ばしごをつける。入り口は2つあつたのです

けれども、それが2つとして認められなかったという経過がありますね。この辺については一緒に見に行った井口委員も同様に意見を言っていましたけれども、当初、そういうことが消防法上わかり切っていたことなのではないかと思いますが、それについてはもう少し設計当初から安全対策というものにもう少し配慮ができたのではないかと思います。具体的に言うと、もう設計ミスではないかというぐらい構造上の欠陥があらうかと思うのですが、その辺についての認識はどうですか。

○近藤青少年育成課長 外から出入りもできる方向の確保と非常階段というような認識になりますが、そういうものと、それから中階段というものについては当然必要と認識をして設計に入ったわけです。現実的には敷地の状況と、それから必要なスペースの確保というようなことで、最大限に活用のできる方法として、先ほども申し上げましたけれども、建築に関する機関、それから安全確保に関する消防法上のアドバイス、そういったもの双方をいただきながら設置したということでございます。

○石川委員 実際建物ができてから条例57条で見た場合に、2方向避難とは認められないということで縄ばしごの設置。だから、普通の窓に下に設置をしたというふうに理解をしているのですけれども、当初からもっとわかっていたら、窓にさらなる非常口用としての工夫なり、また、そういう窓自身あらうかと思うのです。そういう検討というのがされていたのですか。

○近藤青少年育成課長 基本的には2方向の確保を、外階段と中階段で確保をできたと判断していたということでございます。

○石川委員 ということは、事実経過としては、判断したけれども、結果的にそれは消防法的には適用しなかったということですね。

○近藤青少年育成課長 2方向の確保をしましたけれども、実際にこの建物の中で運営する場合には、消防法上さらに避難ばしごの設置が必要ですよというご指摘をいただいて設置したものでございます。

○石川委員 わかりました。

それと、運営面での安全対策についてですけれども、先ほどの指摘があったように、やはりスタッフ不足が1つの大きな要素として挙げられるのではないかと思います。今回のスタッフの人数ですね。現状の配置人数については、委託をしているということで、その人数の決定権というのはどこにあるのでしょうか。

○近藤青少年育成課長 人数の決定権については、最終的には川崎市でございますが、基

本的に川崎市から十分な運営体制をしいてお願いしますと。先ほど市民局長からもご説明がございましたけれども、何度もそのような指示をお願いしております。これは皆さん方にもご説明をさせていただきますけれども、4月は総員体制で当たってください。それから、5月以降も十分な安全体制をしいて運営に当たってくださいというようなことは、川崎市として各法人に指示をし、実際にはその安全体制について十分な体制ということで、それぞれの法人が必要人員を確保するというで運営を行っております。

○石川委員 そうすると、配置人数については、そこの管理をする法人が必要と認めれば適正な配置を、適正というか、必要に応じた配置をする、あるいは予算化をするということに理解してよろしいのでしょうか。

○近藤青少年育成課長 当然に予算というものがございまして、その部分については、必要な人員体制についてその予算内で厳しい状況が予測される時点で、それぞれの法人が川崎市に協議をしていただくものというふうに指示しております。

○石川委員 こういう事故が起きた場合には、そういう配置の見直しということが当然各法人でも行われるべきだと思うのですけれども、それに当たっては、現場から十分な意見を聞いて、本当に安全に目が行き届くかどうかということの視点に立った人数配置というのを当然要求してくると思うのですが、それについては積極的にこたえる、予算措置もとるというふうに理解をしてよろしいですか。

○大木市民局長 職員のスタッフの配置でございますけれども、基本形は基本形であるわけですが、その日の子供さんの人数によって弾力的な運営をするというような指示を各法人に出しているわけでございます。基本的には人件費ですから予算の枠がございまして、全体の確保については、4月からこの事業をやってきておまして、基本的にはこのくらいのスタッフでいいのかなという予算の枠でやってきたのですが、予想外に大勢の子供さんに利用していただいております。そういったことも含めて、それと安全対策も含めてかなりのスタッフの配置をしているというふうには認識しております。今後、そういった臨機応変、それで同じ部屋を使うわけではないのですから、いろいろな部屋を使ったり、あるいは校庭を使ったり、体育館を使ったりでございます。それによってもスタッフの人数が違ってくるわけでございますので、子供さんが多いとか少ないとかではなくて、その辺の環境上の問題も含めましてスタッフの配置に努めておりますし、今後もそのような適正な処置をしていきたいと考えております。

○石川委員 いろいろな状況に合わせてスタッフの増員も当然今後検討するというふうに

理解をしてよろしいですか。

○大木市民局長 そういふふうに検討してまいりたいと存じます。

○石川委員 ついでに、この間、事故の件数というのを内容も含めてご報告いただいたのですけれども、4月以降174件、中には、今回の事故のように、頭蓋骨骨折というような大事故も含まれているわけです。こうした多発する事故の原因、今回の事故の細かい原因究明はこれからだとしても、こういった事故の背景にあるものは何だというふうに局長はお考えですか。

○大木市民局長 事故はあってはならないことで、1件もあってはいけないというふうには常日ごろから認識しているところでございますけれども、子供さんが遊んでいる中で転んでしまったり、あるいは友達同士とぶつかってしまったり、いろいろなそういうちょっとした事故もその数の中には含まれております。しかし、中には重大な事故があるということもかなりの数字に上がっているわけでございます。私どもとしましては、安全対策については、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、施設もそうですが、スタッフのかかり方だとかスタッフの配置だとか、そういうことを含めて各法人を指導しているところでございますが、ちょっとした不注意があったり、あるいは目が届かなかったり、そういうことで起こる場合もありますし、聞くところによりますと、スタッフがいる目の前でも起こったこともございます。そんなこともありますので、日常の活動の中でそういうことが一切起こらないように、これからもあらゆる研修も含めていろいろな事例を研究しながら対応を図ってまいりたいと考えております。

○石川委員 いろいろ議会の中で問題になったと思うのですが、こういう多発する事故については異常事態だというふうに私は認識をしているのですけれども、局長自身はこういう事態についての現状認識はどうでしょうか。

○大木市民局長 先ほども申し上げましたけれども、確かに事故があってはならないのでございますので、何度も申し上げますが、今後、1件でも事故がないような子供さんに対する対応を図ってまいりたいと考えております。

○石川委員 現状の認識をお尋ねしたのですけれども、それについては率直な感想はどうですか。

○大木市民局長 事故につきましては、先ほども申し上げましたけれども、大きい事故、あるいはちょっとした擦過傷だとか、さまざまな事故がございます。そうしたことの対応についてあるわけですが、擦過傷だとか本当にちょっとした、転んでしまったとか、赤チ

ンを塗ったとか、こういった事故についてはもう日常的には遊んでいるうちにはあるのかなというふうな認識もあるわけですが、大きい事故があったことについては、これは遺憾であるというふうには認識しております。

○石川委員 非常に大きな事故、通院ですとか、やはりにぎわしたという事故の事例がたくさん寄せられているところが、今回、非常に過密だということと、あと子供さんたち同士が、自分たちの心が本当に受けとめられていない、そんないら立ちを感じてちょっと問題行動を起こすというような話もスタッフの方からもお聞きをしていますし、安全でというのは、逆に子供たちが自分たちが居場所として安心していられるということが、こういう事故の軽減にもつながっていくのではないかと私は思うのです。だから、これからこういう事件、事故がありますと、どうしても管理ということに追まわられてしまって、子供たちの接触ですとか子供たちとともに遊ぶみたいな、そういう余裕を持った子供たちの接し方というのが非常に少なくなってくる、そういう危険性を私はすごく感じるのです。ですから、その意味で子供たちのかかわり、これを十分に気づきながら安全管理もするという視点が私は必要なのではないか。具体的に言えば、子供たちとよく遊ぶこともできるし、安全にも目が行き届くスタッフ体制が必要だと考えますけれども、局長はその辺はいかがお考えでしょうか。

○大木市民局長 私もそのように考えております。

○石川委員 ぜひそういう方向で改善をしていただければというふうに思います。

最後に、やはりこれらの問題についての責任問題というのは十分問われると思うのですが、私は事業を行っている川崎市に最終的な責任があると考えますけれども、法人に委託をしているという関係もございますし、そこら辺の責任の所在問題はどのようなふうに理解をしているのでしょうか。

○大木市民局長 大変申しわけなく思っておるわけです。ご承知のとおり、このわくわくプラザ事業につきましては川崎市が事業を実施しておりまして、現在、その運営を財団法人かわさき市民活動センター、そして社会福祉法人の青丘社に委託をしている、こういった事業でございます。したがって、今回事故のあった責任、これにつきましては、事故の原因、それから状況によってそれぞれ異なってくるのではなからうかと思うわけでございます。また、今回警察が事件、それから事故の両面から捜査をしているようでございますので、その結果によっても責任の度合いも違ってくる、異なってくるのかなというふうに思うわけでございます。ただ、私の方も責任は感じておるところでございます。

先ほど課長が毎日朝と夜と病院の方へ行っておるわけですが、ただ、本当に毎日毎日私も心が痛んでおるわけですが、お子様のけがが一刻も早く回復されるよう願っているところでございます。

○石川委員 本当に局長がおっしゃったように、一刻も早く回復をしていただきたいというふうに私たちも願っているところですが、責任問題については、局長もいろいろ原因究明をまっとうというお話もありましたけれども、私は、第一義的には市がしっかりとこういう問題について、決してだれだれが故意でやったという行為ではもちろんないわけですから、そういうことに関しては、市がちゃんと責任を明確にするということが必要だと思います。

今後の対策について最後に1つだけお聞きをしたいのですが、施設面ですとか運営面での安全対策、これは同じような箇所もきっとあろうかと思うのです。それについてはやはり総点検が必要だと思いますが、施設面に関しては皆さん方自身でおやりになれることだと思うのですけれども、ただ、運営面については、現場のスタッフから十分な話を聞き取らない限り、本当に安全対策が講じられているのかどうかということがなかなか見えてこないと思うのです。その意味では現場のスタッフからしっかりと意見を聞く場なり、そういう機会を具体的に設けるということが必要かと思うのですけれども、そういう対応策について最後に1つお聞きしたいと思います。

○近藤青少年育成課長 今の現場スタッフの意見を聞いて対応策ということでございますけれども、実は現在、各わくわくプラザのスタッフのここまでのいろいろな反省、それから危険箇所、そういったものもそれぞれの法人で取りまとめていただく作業を行っているところでございます。したがって、そういったものを私どもの方は各法人から報告を受け、そしてまた、先ほども申し上げましたけれども、関係機関とそういった安全策、危険箇所の解消についてはどのような方法が講じられるのか十分協議をさせていただいた上で改善策について検討し、改善していきたいというふうに考えております。

○石川委員 それは非常にいいことだと思うのです。ぜひそうした生の声も議会を含めて私たち市民にもしっかりと公表していただいて、検討を一緒にするのだ、父母の立場からも検討するのだという角度が必要だと思うのですが、この辺についてそういう情報の公開ですか、それはできれば生の声が一番いいですね。そういうことを要望しておきたいのですが、それについてはどういう対応をしていただけますか。

○近藤青少年育成課長 まとめを当然する必要があるかと思えます。その実態について

は当然に情報の公開をさせていただきたいと考えております。

○石川委員 とりあえずこの件については以上です。

○猪股委員 きょうたくさんあるので重複を避けて、私自身がきのう行って現場を見てきて感じたことを含めて少し聞きたいというふうに思うのです。

率直に言うと、私はこういう事態が起きてほしくないという思いで、議会でもさんざん自分自身が調査しながら申し上げてきたということをお考え、本当に本当に残念でならないというふうに思っているのですが、私は、これは起こるべくして起こった事件だと思えます。はっきり言えば、先ほどからスタッフの人たちがたまたま下におりていて大人がいなかった。こういう事態というのは、確かに複数配置ということは原則だろうと思えますが、ただ、現場を預かっていれば、こういう事態だってあり得るのです。そういうあり得る事態の中であっても、施設としての管理として、市としては安全と安心をそこで確保できるのだという自信を持った方法を進めていかなければいけないのだろうと思うのです。今回、私が現場に行くと2階を見ましたら、がらんとした空間の中に棚があって、そして物として置いてあるものはあの避難ばしごですよ。あれが1つぽんと置いてあるだけです。

あの避難ばしごは、確かに消防法で2方向避難路確保ということで置かれているけれども、現実にあれだけの狭いスペースの中に外づけの階段があって、下におりる階段があって、何かあったら、子供たちは避難ばしごでおりるのではなくて、外づけの階段か、どちらかの階段でおりるのが現実だと思うのです。あの避難ばしごというのは本当に使うつもりで設置されているのですか。あれは法律をクリアするために置いてあるだけなのですか。私は現実的にどんなふうに考えてられるのかなと、ふっとあそこに避難ばしごが置いてあるのを見てそう思ったのです。こんな狭いスペースの中に外づけの出口と下におりる階段と2つありながら、避難ばしごでおりる事態というのはどういう事態なのだろうと思ったのですけれども、どういう事態を想定してあの避難ばしごというのを置いておかれているのですか。

○近藤青少年育成課長 ごらんいただいたように、中階段の方向から火柱が上がったときには、当然真ん中以降で遊んでいる子供たちについては階段を使っておりることは不可能だと思います。したがって、基本的には外からの、例えば消防車のはしご車ですとかバケット車ですとか、そういったものが、当然中に子供たちが残っていれば、最終的には窓を壊して、そういったもので消防隊員が中に入って救助をしていただくというような事態も当然にあらうかと思えます。ただ、消防車、あるいはそういったはしご車ですとかバ

ケット車ですとか、そういったものが間に合わない事態も、当然火の回りが速い場合には子供たちを外におろす必要がどうしてもあると思います。したがって、本来、絶対にそういった火災等については発生をしてほしくないというふうに当然思っておりますが、万が一火災が発生した場合には、やはり避難ばしごを使わざるを得ない事態はあるだろうというふうには認識しております。

○猪股委員 あのプレハブで下から炎が上がってきて、避難ばしごで1人ずつおろしている時間はあるのですか。常識的に考えて、それだけの炎が出る前に外階段で出られますよ。いや、それで本質的なことと言えば、そこまで言うのだったら、最初に建てる時に何で、あの敷地を見たって、つくれない敷地ではないではないですか。あそこの鳥小屋の方にだって幾らだって空間があるのだから、コンクリートで打ったところがいっぱいあるのだから、そっちに向かっておろそうと思ったら幾らでも構造上できるわけではないですか。そういうものを置いておいて、あの避難ばしごだけを置きながら、法律でクリアされればいや。それは子供の安全ではなくて、法律をクリアするために置いているということを考えたら、本当に局長を含めて再三にわたって安全だ、安心を確保していきますという、本気でその視点で物事を見ているのかというふうに私は思わざるを得ない。

私も抱えてみたら、さっきの石川委員と同じように、30キロぐらいあって結構大変な重さですが、その上に立ったときに、2つのストッパーがあるとおっしゃっていたけれども、下のところなんかは普通の電気スイッチのような、パチンパチンという、もう本当に2歳でも3歳でもできるようなストッパー。これはおろせばいい。それで安全が確保されている。私だったらもっと高いところの一番上にストッパーをつけますよ。そういう当たり前の常識的な安全というふうに考えてやろうと思えば、幾らでも工夫ができることを棚に置いておいて、そして、人がいなくなっていたから事故が起きたのではないか。もっと施設的な欠陥というのがあると私は思っています。

私もこういうことが起こったらいけないと思って、各プラザを回って調査して歩いているのですが、その中でも5月に回ったところの2カ所からも、上がってみてくださいよ、これだけ広いのですごくいいのですけれども、この窓、見てください、危ないと思いませんかとスタッフの人から言われたことが2回あります。恐らく先ほどの棚をつけてほしいという話が入ってきていたと思うのですが、それはどう見たって、あの絶壁の窓、それが子供たちが学校のように管理された体制ではなくて、リラックスした、解放された遊び場としてある窓としてああいう窓は、スタッフが見ても、だれが来て見ても、危ない窓なの

です。それに対して柵はできないといいながら、何ら工夫をされていないのではないですか。その辺について、柵をつけてほしいというスタッフからの声に対してどういう対応をされたのですか。

○近藤青少年育成課長 柵をつけられるかどうかについては消防に再度確認をいたします。先ほどご説明をいたしましたように、委員のご指摘のように、火が回ったらそんなにもたないのではないかとのご指摘でございます。基本的には、避難ばしごのところはもちろんですけれども、避難ばしご側ではない道路側に3カ所の窓があるのですが、そこにも校庭側と校舎側以外の5カ所については柵を設けてございません。そして、校庭側と校舎側の5カ所については、外からのボールでガラスが割れてもいけないということもございまして、柵をつけさせていただきました。ただ、消防の関係で申し上げますと、避難という部分では外からの進入が柵をつけてしまうとできないということがございまして……。

○猪股委員 そんなこと聞いていないでしょう。柵をつけて欲しいという声にどうこたえたかと。

○近藤青少年育成課長 ですから、消防に確認をさせていただいて、その部分については、柵はつけられないということをご説明を申し上げました。

○猪股委員 柵が消防法でつけられないからということの説明したということが対応なのですか。

○近藤青少年育成課長 したがって、人的な対応で安全の確保をしていただきたいというふうをお願いいたしました。

○猪股委員 本当に現場を受け持っていたら、現場で人が空白になる事態だってありますよ。人的に対応というなら今回の事故だって起きないわけで、こういうさまざまな事態を想定した上で安全対策というのが講じられてこそ、はじめて安全対策なのです。早い話が、柵がつけられないからって、そのままにしている状況でしょう。だって、私だって見たって、上にストッパーをつければいいではないかとかあれこれ思うところはあります。そういう現場から受けている声をやはり1つずつ丁寧に対応していく。本当に建物にしても、今回のプレハブの問題というのは、それぞれのプレハブが同じ構造でつくられているのです。だから、たまたま今回は東大島小学校だけれども、あの構造でいくと、どこもがあり得る事態になっているわけです。早い話が、建物そのものだって、もうやっつけ仕事です。もう一斉にやらなければいけないという中でやっつけ仕事でやっているような、本当にそういう対応の中で、子供の安全と口だけで言ってほしくない。さっきの柵だって、やろう

と思っただら幾らだってやることはあった。私はそんなふうに思っています。

今回の場所だって、外づけ階段のところの窓も絶壁になっているのです。今回の落ちたところよりも、むしろ外づけの階段のところで落ちたときに、私はもっとひどい状況になってくる。全身打撲の上に頭部骨折になってくるのではないかと思うぐらい、片側のあの非常出口の方の窓だって、私はもっと危険状況にあるというふうに思っているのですけれども、とにかく人的、人的と言われて、そこで運営的なもので非常に逃れようとされているような気配もあるのですが、人的だといっても、現場にいる人たちからすれば、そんな問題ではない。そんなふうに思いますので、施設そのものの改善をきっちりやってほしい。それはさっき局長が事例を調査しながら研究してまいりますって、そんな甘いものではなくて、お金をかけてしっかりと外づけの階段も、あそこでまずいのだったら、ちゃんと法律で適用できる場所に変えればいいのです。やはりお金をかけてでも子供の安全と安心を確保していくのだ、そういうものを示してもらいたいと思います。

今回、私が議会の中でも、例えばプラザ室が2つに分かれていて非常に遠くて、同じ学校の敷地の中にあっても、3分も4分もかかるようなところもあります。おやつは一緒に食べるけれども、弁当は分かれて食べるよとか、そういうようなイレギュラーな配置になっているプラザのところだって、その間の事故はどうするのだと私が言っているのです。それだって人的に対応しますって。現場でそんなことを言われたって対応できるわけではないのです。だから、現地に行ってみて、本当にこういう状況だったら事故は起こり得るなということを私は議会でも言っているのです、そういうことについてももっと子供の目線で、お金をかけてでもしっかりと対応してもらいたいと思います。

今回、恐らく下においたスタッフの人というのは物すごい心を痛めているのだらうと思います。今までに174件あったというけれども、その中でも、本当に後ろからぶつかって目に指が入っただの、いろいろな事故が起こっている。それも川崎市としては自分たちには落ち度はなかったという言い方をされておりますけれども、それぞれに起こるべくして起こった事故だと私は思っています。局長、どうですか。

○大木市民局長 確かに事故に対しては本当に真剣に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。安全でというふだん言われていただいたことがいろいろとこういった事故につながってきているということで、先ほど委員からいろいろなご指摘がございました。設備の面だとか、私どもとしては消防法とかいろいろ照らし合わせて、そして子供の安全を踏まえた上で施設を設置したわけでございますし、また、プラザ室が1つ

の学校の校舎内に確保できなくて、あるいは別につくったとか距離があるとか、さまざまないろいろな立地条件によっていろいろな施設がございます。施設ごとの対応というのは絶対必要だといつも考えておるわけでございます。私どもとしては、そういった面と人的と両方踏まえて安全対策を考えてきたところでございます。今後も再点検をして、関係局にいろいろな部分で要請をしながら、また予算措置をしながら、安全対策を考えていきたいというふうに考えております。

○猪股委員 最後にもう1つ聞きます。今回、事故、事件、わかりませんが、起きたときに、法人と行政とのやりとりというのは非常に報告の中で受けとめられるのですが、学校の対応というのはどんな対応としてあったのですか。

○近藤青少年育成課長 先ほど市民局長のご説明の中でもございましたけれども、私も毎日病院の方には伺わせていただいておりますが、毎日やはり校長先生、教頭先生、担任の先生、それぞれの先生方が、校長先生と教頭先生はもうほとんど毎日のように朝と夕には病院にいらしています。それから、担任の先生も、ほかの子供たちの授業がございますので、そんな状況でお子さんの容体についてはかなり心配をされているようでございますけれども、随時来ております。そして、現実的には私どもで学校の方に伺うとかいろいろな部分、今の状況ではそんな状況でなかなか情報交換ができませんけれども、基本的にはそういった中でいろいろとご家族ともお話をしながら、校長先生ともお話をする機会もございますので、情報交換と、それから、いろいろな原因ですとかそういった部分もお話をさせていただいているところでございます。基本的に事故が起きた直後は、学校側もかなり遅くまで残って、警察の捜査等の対応も教頭先生等がやっていただいていたというふうに伺っております。同時に、私どもと学校側も連携してこの対応に当たっているということでございます。

○猪股委員 今後、いろいろ調査も含めて進めていき、対応を進めていくに当たっては、学校と法人と当局という形での話し合いといいますか、そういう形で進めていくというふうに理解していいですか。

○近藤青少年育成課長 それに加えて、当然に学校の所管でございます教育委員会とも連携をとって、いろいろと相互の情報をお互いに交換しながら調査してまいります。

○大木市民局長 ちょっと1点述べさせていただきますと、課長が今申し上げたとおりの調査を行うわけでございますけれども、もう一方では、警察が捜査ということで入っておりますので、そちらの方の情報というのはなかなか私どもにももらえないというものもござ

いますので、そちらの方の進捗状況も照らし合わせながら、一方的にこちらの考え方を出すわけにはいきませんので、その辺も含めて判断をしていかなければいけないのかなというふうには考えております。

○猪股委員 わかりました。結構です。

○織田委員 まことに残念な事故で、何とも申し上げようがないのですが、私は、これは正確な情報を幾つか知りたい。事故か事件かわかりませんが、あったのが11日の夕方。私どもに正式に情報としていただいたのは13日の朝10時ちょっと前ですね。それで10時に記者会見された、そういうことは聞いています。事故か事件かわかりませんが、それが起きた後、実は非公式に幾つか情報が入っていました。私ども市民委員には少なくともわくわくプラザの所管ということでこの間議会活動をかなりやっていますので、万が一何かあれば、しっかりそういう情報もあるのだろう、そういう思いもあったのですが、今回、残念ながら対応が大変だったのだろうということは推測できますが、マスコミの発表の直前という形になってしまったということです。

それで、11日の夕方に残念ながらそういうことがあって、13日の私どもご案内いただいたのは10時ですから、その間約1日半あったわけですがけれども、この間の情報について、多分対マスコミを含めていろいろあったのだろうと思うのですが、まず、どうのご判断をされて、正確にどういう形で情報を集約し、またしっかりと流していくのか、そういう対応をされたのをお聞きしたい。

何でこういうことにこだわるかといいますと、やはり情報というものはいろいろな形で流れますので、確定、不確定の情報が流れますので、正直、現場の川崎区だけではなくて、7区全域それぞれのわくわくプラザのスタッフの皆さんに動揺があるのです。子供をその場で直接預かっている皆さんだから本当に不安になるわけです。だから、局を通してそれぞれの財団経由で、また局が直接に点検箇所等の指導ということがあったようですがけれども、本当に現場の実際子供と接している皆さんのことを考えると、本当に不安だろう。そういうことがあるものですから、余り時間ありませんから簡単で結構ですがけれども、その経緯をちょっとご報告いただけますか。

○大木市民局長 情報公開につきまして、議会の皆様、あるいは市民の皆様に対して、これは市政、あるいはいろいろな事故が起きた場合、速やかな情報公開ということで、私も日常の業務の中では努めているところでございます。ところが、今回の出来事、これも速やかな対応という形で、情報が錯綜しておかしな情報が出ては困るだろうということで、

私どもも11日から私どもの課長以下いらして、青丘社についてもスタッフあるいは館長さんがきっちり行って対応したり、お母さんと接したり、お母さんといろいろなお話をさせていただいて、これまでなってきたという経過がございます。

その中で、やはりご家族のご心情、すごくその辺を私も個人的にも、私ども職員も含めて痛感しているわけでもございまして、特にけがの状態、どうなのかなというところであったわけです。そこで、一刻も早く何とかよくなってもらえないかなという気持ちでいっぱいだったわけでもございます。ただ、そうはいつても、情報公開は大事でございます。私どもはご家族に対してこういう情報公開を速やかにというお話をさせていただいておりました。しかし、いろいろと子供さんの状況だとかご心情がいろいろございました。そういったことも含めて、11月12日の夜間によく情報公開のご承諾をいただいたわけですが、それを踏まえまして、昨日、議員の皆様、あるいは報道の皆さんにご報告をさせていただいたという経緯でございますので、その辺、私は常日ごろ情報公開を思っていましたけれども、今回についてはそういう心情もございましたので、ご推察をお願いしたいと思うわけでもございます。

○織田委員 残念ながら私どもも最初の情報がある新聞社の記事でという形になりましたので、それはもう本当に非常に残念だなという思いがあるのですが、それはそれで、今後にぜひ生かしていただきたいなと思います。

あと、時間ありませんので、これは正確にお答えいただきたいのです。当日、事故か事件かもわかりませんが、4時20分の段階でスタッフリーダーはどこにいたのですか。

○近藤青少年育成課長 1階のおやつを食べている子供たちのそばにおりました。

○織田委員 チーフサポーターはどちらにおられたのですか。

○近藤青少年育成課長 同様でございます。

○織田委員 あともう1つ、さっき窓を施錠する、施錠しないとほかの委員からも質問がありましたけれども、原則は閉めていなければいけないということでご指導されていたのですか。

○近藤青少年育成課長 原則閉めていなければいけないという指導はしておりませんでした。現場の状況の中でスタッフの臨機応変な対応ということでお願いをしております。

○織田委員 あと、お話しできる範囲で結構ですが、事故か事件かという部分です。事件という可能性もあるということですか。

○高阪地域生活部長 実はご父兄の方から110番通報という形でもって、警察ではそれ

に対して調べるという部分がございますので、ですから、警察の方では、事件、事故という両面でもって現在捜査をしているという状況でございます。

○織田委員 ご父兄から110番通報があったというのはどういう経緯で110番になったのですか。

○高阪地域生活部長 救急車の中で救急隊員の方が、やはり頭蓋骨骨折というふうなけがでございますので、大きなけがの場合については、消防の方で警察の方へ届けるというふうな部分があるらしいのです。それでもって、そのときに110番しますかというふうには救急隊員の方が聞いたと伺ってございます。その中でご父兄の方が110番をしてくださいということでもって通報したと伺っております。

○織田委員 わかりました。後でまたわくわくプラザ事業総体のご報告もということですので、そこでまた議論させていただきたいと思うのですが、とにかく子供さんが一番心配でございますので、できること、できないことがございましょうが、とにかく最大限ぜひバックアップをしていただいて、一日も早い回復を本当にお願ひしたいと思ひます。

○井口委員 言いたいことはいっぱいあるのですけれども、言い出すと切りがないので、2つだけ質問させていただきます。

その前に、意見を1つ言わせていただきたいのですけれども、私も多くのわくわくプラザを見てきました。多くのスタッフの方から、うちで事故が起こるのではないかと、うちで何か起こるのではないかと、本当に不安だという声をたくさん聞いてきたのです。もちろん個別理由は全部違います。建物の問題、人数の問題がありますけれども、私は、この件は本当に特殊な例として片づけたらまずいというふうに思ひます。本当にさっきほかの委員からもありましたように、すべてのわくわくプラザを大至急総点検して安全確保は何としてもやっていただきたいということで、特殊な例として片づけていただきたくないということは申し上げおきたいと思ひます。

それで、1つだけ、聞いていてちょっと不思議に思つたことなので教えていただきたいのです。柵をその窓につけないのは消防法だと言われましたけれども、5つの窓に柵がないのです。全部消防法でつけてはいけなかったのですか。

○近藤青少年育成課長 基本的には消防からは、先ほどもご説明をいたしましたように、外部からの進入路を確保するために柵はつけてはいけないという状況がございましたけれども、グラウンド側と校庭側の柵の設置については協議してお許しをいただいたということでございます。

○井口委員 確認するのですが、消防法で、では、全部の窓に柵をつけてはいけないのですか。

○近藤青少年育成課長 全部の窓につけてはいけないということではなくて、そのようにご指導をいただいておりますけれども、協議をさせていただいた上で、5つの窓については、柵をつけることは可能というふうにお返事をいただいたので設置したということでございます。

○井口委員 いや、それは理解ができないな。だって、子供も使う施設で、しかも、周りにホールも何もなくてすんとした窓で、そこに柵をつけてはならないような消防法だったら、そんなもの子供は使わせられないということですね。私は、はしごのつけるところの窓だけには柵がつけられないのは、百歩譲って理解するとしても、5つほかについているのだから、ほかだつてつけていいのではないかというふうに当然理解をするのです。だとすると、非常階段があつちを向いていること自身がもう最大の問題で、指導箇所をつけ直したつて何とかしないといけない、そういう緊急重大なやはり欠陥がある建物になるのではないかと思ひます。その辺はまた後日にします。また改めてやらせていただきますので、1つだけ違う話をさせていただきたいのです。

部長にお伺ひしたいのですが、私、昨日ご説明させていただいたときに、警察の対応についてぜひご注意いただきたいということをお願いいたしました。というのは、きのう申し上げましたけれども、警察に言わせれば、大人がいない空間での捜査ですね。そうなつたら、当然子供たちに事情聴取が及んで、しかも先ほどお話があつたように、青丘社自身が言っているように、事実と予断と情報が錯綜しているという状況が現実には起つているというふうにも断定をされました。そういう段階で子供たちに対する警察の対応が決して予断を許すことのないように、必ず子供には保護者をつけて、もしくは、学校スタッフをつけた事情聴取にさせていただくようお願いして欲しいと昨日お願いしましたけれども、それはどうなりましたか。

○高阪地域生活部長 実は青丘社の方からいろいろな部分でもって今警察とのやりとりがございまして。その中において、警察の方でも、子供たちの人権には十分配慮して取り調べというか、事情聴取を行つていきたいというふうにご返事をちょうだいしていると聞いてございます。

○井口委員 事実として、子供だけの取り調べてはしていないということで確認してよろしいですか。

○高阪地域生活部長 子供だけというのではなくて、あくまでも子供とどなたか、1人1人という部分ではないと私は理解してございます。ですから、グループでもっての事情聴取だとか、もしくはだれかが付き添うかどうか、ちょっとその辺は警察のやり方ですから私どもわかりませんが、何しろ子供が1人でもって事情聴取を受けないようにという形の申し入れをしてございますので、警察の方でも十分に子供たちのことを考えて事情聴取を行いたいと聞いております。

○井口委員 私たちもきのう現場へ行ってきましたけれども、そういう情報はもちろんスタッフには入ってこないわけです。だれの家には警察が行ったのか、警察が動いているらしいといううわさが飛んでいるのです。1軒はここにちょっと警察が来たと言われていたけれども、だれの家かわからないという状況で、やはり予断と憶測が飛ぶわけです。聞いていたのではなくて、きちんと確約をとっていただきたいのです。特に少年事件が多い中で、本当に子供たちの人権と、とりわけ被害者の方も、ですから、けがをされた子供さんも、周りのお友達も心に傷を負わないような形でやらないと、これから東大島小学校はどうなってしまうのかというふうに思うわけです。その点では確約をしていただきたいということで、ちゃんと警察と連絡をとっていただいて確認していただきたいと思いますが、いかがですか。

○高阪地域生活部長 委員が今おっしゃられたような部分でもって、これから川崎警察署の方とお話し合いをしていきたいというふうに思います。

○井口委員 またその中身を教えてください。とりあえずこれで終わります。

○佐藤（喜）委員長 ほかにございませんか。

（なし）

○佐藤（喜）委員長 ほかになければ、本件についての報告はこの程度にとどめたいと思います。

○佐藤（喜）委員長 それでは、引き続きわくわくプラザ事業の報告を受けます。理事者の方、お願いします。

○大木市民局長 それでは、続きまして本年4月1日から市内全小学校にて事業を展開しておりますわくわくプラザ事業についてでございますが、事業開始後約半年を経過しましたので、その児童の登録状況などいろいろと含めまして経過を青少年育成課長から報告させていただきますと存じます。

○近藤青少年育成課長 それでは、平成15年4月1日からの約7カ月間のわくわくプラザ事業実施状況につきましてご報告させていただきます。

事業実施状況のご報告を申し上げます前に、まずお手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきたいと存じます。

資料1は川崎市わくわくプラザ事業実施要綱でございます。資料2は平成15年度版わくわくプラザ利用のしおりでございます。資料3はわくわくプラザ児童登録状況及び利用状況等一覧でございます。お配りさせていただきました資料につきましては以上でございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料1のわくわくプラザ事業実施要綱に沿ってこの事業の内容を説明させていただきます。

第1条の「目的」でございますが、「この事業は、全ての児童が通い慣れている小学校施設を活用し、生活の場としてやすらげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々との関わりを求め、心から遊び等を楽しみ、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場を創ることにより、豊かな生活体験を通して、生きる力、創造性豊かな心、共感する心を育むように支援することを目的とする。」としております。これはこの事業の理念の部分でございます。新しい時代のニーズへの対応及び受け皿であるとともに、より一層の公平な行政サービスの拡充を図ったものでございます。

また、第1条第2項では「前項に規定する目的には、児童福祉法第6条の2第7項に基づく児童健全育成事業として、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等によって昼間家庭にいないものに対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る目的を含むものとする。」としてございます。これは平成14年度末まで実施しておりました留守家庭児童事業の機能を包括するものとして、わくわくプラザ全114校で実施しているところでございます。この事業は利用希望者が登録することによって利用できるシステムとなっております。

次に、第2条で「事業主体」を「川崎市は、前条の目的を達成するために、川崎市立小学校で事業を実施する。」と規定し、第3条で「管理及び運営」を「川崎市は各小学校における事業を推進するために、施設の管理、活動内容の企画及び運営を行うものとする。」、第2項では「前項の企画及び運営を行うにあたっては、児童の自主性を尊重し、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流及び様々な生活体験ができる機会の提供等を行うとともに、PTA、町内会、自治会及び青少年関係団体等の協力を得て実施する。」と規定

してございます。わくわくプラザ事業をこども文化センターの事業として、平成15年度から財団法人かわさき市民活動センター及び社会福祉法人青丘社にこども文化センターの管理運営とあわせて委託しております。財団法人かわさき市民活動センターには58カ所のこども文化センターと110校のわくわくプラザの管理運営を委託しております。社会福祉法人青丘社は昭和63年度からこども文化センターの委託を行ってまいりました。引き続き桜本こども文化センター1カ所と4カ所のわくわくプラザをお願いしております。両法人とは、児童の自主性を尊重し、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流及びさまざまな生活体験ができる機会の提供等を行う、こういう事業の趣旨を達成するために日々必要な連絡をとり合いながら、円滑な運営に努めているところでございます。

次に、第4条の「施設」でございますが、「事業の施設の名称及び位置は、別表のとおりとし、当該小学校の状況によって、校庭、体育館及びその他利用可能な施設で実施する。」と規定してございます。プラザ室の設置場所及び広さ等につきましては要綱の別表をごらんください。ここに示してございますとおり、わくわくプラザ事業は、プラザ室を拠点といたしまして、学校教育に支障のない範囲で体育館、校庭のほか、図書室や多目的ホールなど、各学校の状況に応じて学校ごとにさまざまな施設を利用し、事業の充実に努めているところでございます。

次に、第5条「開設日」でございますが、「開設日は、日曜日、休日及び年末年始を除く、月曜日から土曜日までとする。」と規定しております。

次のページの第6条は「開設時間」でございますが、「開設時間は、次のとおりとする。(1)学校の授業日 授業終了時から午後6時まで (2)学校の休業日 午前8時30分から午後6時まで」と規定しております。

次に、第7条の「対象者」でございますが、「対象者は、当該小学校に在籍し、保護者の承諾のもとに申込みをした児童とする。」、第2項では「市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める児童については、利用させることができる。」と規定してございます。これは基本的に当該小学校に通学する児童がその学校のわくわくプラザを利用するということを定めたものでございますが、同じ小学校区内に在住する障害のある児童で、養護学校やたんぼぼ学級に通学している場合、また、私立の小学校に通学する児童を対象としたものでございます。

次に、第8条の「定期的利用児童」でございますが、「第1条第2項に規定する児童で

あって、別に定める定期的な利用の申込みをした児童（以下「定期的利用児童」という。）については、生活環境に配慮し、遊びを通じて心身の発達を助長し好ましい生活態度を養うため、次の各号を実施し健全な育成を図るものとする。(1)衛生及び安全が確保された設備を備えた生活の場としての専用室又はスペースを当該小学校の状況によって設置する。(2)専用室又はスペース、定員及び職員数については別表のとおりとする。(3)職員は、定期的利用児童の出欠席及び開設時間中の所在を把握し、無断欠席及び緊急時には保護者への連絡をとるものとする。(4)定期的利用児童の活動状況等必要な事項について、保護者との連携を図るものとする。」と規定してございます。これは保護者の就労や介護、ボランティア活動等、さまざまな要因によって放課後に保護者が家庭にいない児童を対象に必要な事項を定めたものでございます。わくわくプラザでは、ご希望があり、定期的な利用申し込みされたすべての児童について、一般利用とは別に名簿等を作成し、児童の把握に努めております。

次に、第9条「保護の経費負担」でございますが、「事業の運営に係わる経費について、保護者の負担は当面無料とする。ただし、行事費及びその他必要な経費は、実費を徴収する。」と規定してございます。現在はおやつや特別に材料費を必要とするもののほか、任意のスポーツ傷害保険等のご負担をお願いしているところでございます。

次に、資料2の平成15年度版わくわくプラザ利用のしおりをごらんください。

まず初めに、表紙をめくっていただき、1ページをごらんください。枠で囲まれております「保護者の方へ」は、この事業を利用者が主体的にご利用いただくために第一に認識していただく内容を記載してございます。近年、親子の会話が減少しているとの声も多く聞かれますが、わくわくプラザの利用やその日ごとの親子での出来事など、親子でたくさん話し合っただけであればと願っております。

1の「趣旨」から4の「開設時間」、6の「費用」、15の「運営体制について」につきましては、要綱の部分でのご説明と重複いたしますので省略させていただきます。

2ページの上から4行目、5の「活動内容」でございますが、活動の中身について、そのジャンルや例を交えながらご紹介させていただいているものでございます。

次に、7の「利用方法」でございますが、わくわくプラザを利用する方にどのような利用方法を選択するのか、また、利用に当たって遵守していただきたい内容など、具体的な利用の方法等を記載してございます。登録に当たっては、7ページに記載してありますわくわくプラザ申込書に必要事項をご記入いただいて提出していただいております。また、

定期的な利用をご希望の方には、その次の8ページにございますが、定期的な利用予定書を提出していただいております。各わくわくプラザで申し込みを受け付ける際に、スタッフが参加カードを渡しながら具体的に説明等を行ってまいりました。

次に、3ページにお戻りください。9の「帰宅時間」でございますが、利用する児童の安全第一を念頭に置きまして留意事項を記載させていただいております。わくわくプラザは、個々のご家庭の判断により利用する時間を自由に選択して利用していただいておりますので、保護者の方がお子さんとその日の帰宅時間を確認した上でのご利用をお願いしているところでございます。

次に、11の「昼食・おやつについて」でございますが、学校給食がない日や長期休業日など、長時間わくわくプラザを利用する際の昼食について基本的な事項を記載しております。また、おやつにつきましては、モデル事業の検証を踏まえ、月2回の申し込みができるようになっております。おやつの申し込みにつきましては9ページをごらんください。最後のページでございます。「わくわくプラザで『おやつ』を希望される保護者の方へ」を記載してありますが、例示は10月分の申込用となっております。おやつを希望する日についてカレンダーの日付を丸で囲むようになっております。

4ページにお戻りいただきまして、12の「お金について」でございますが、おやつ代や行事に参加する際の材料費などにつきましては保護者の方に持参していただくことを原則としております。なお、日曜、祝日でないと時間がとりにくい保護者の方には子ども文化センターでの受け付けも行っております。

次に、13の「保険について」でございますが、この保険はわくわくプラザに来てからの活動中及び帰宅するまでの事故等が適用範囲となっております。万が一の事故に備えできる限りスポーツ安全保険をご利用いただくよう加入をお勧めしているところでございます。

次に、14の「申し込みについて」でございますが、これは現在わくわくプラザの開設時間中はいつでも登録できることを示しているものでございます。

次に、16の「スタッフ（職員）について」でございますが、別紙資料3で後ほどご説明をさせていただきます。

次の6ページにつきましてはわくわくプラザの1日の流れについて記載してございます。

次に、資料3のわくわくプラザ児童登録状況及び利用状況等一覧をごらんください。

第1に、児童の登録状況からご報告させていただきます。お手元の資料に記載してござ

いませんが、この事業を開始する直前の3月の一斉受け付けを終了した時点では約1万7,000人の登録がございました。4月末の集約結果を見ますと、約3万1,000人の登録となっております。事業開始後の1カ月間に約1万4,000人の登録増がございました。7カ月を経過した10月末の集約結果を見ますと、登録数は約3万6,000人で、登録率は56.2%と、市内の小学生の過半数が登録している状況となっております。また、障害のある児童は10月末で539名の登録があり、市内の障害ある小学生の約7割弱の登録があり、全体の登録率と比べ高い登録率を示しております。これは障害のある児童とその保護者が一般児童との交流を強く求めていることや、保護者の社会参加などのあらわれと推測してございます。

次に、登録状況の内訳としての定期的利用児童の登録状況でございますが、4月の定期的利用児童の登録状況は全体の登録数の25.1%あり、その後、徐々にではございますが、減少傾向を示し、10月には21.7%となっております。これは当初、定期的な利用の申し込みを行ったご家庭で利用予定日に利用しない場合に、その都度プラザから確認の連絡があり、煩雑さを感じられたことや、実際に利用してみて、定期的な利用でなくてもよいとの保護者の判断などが主な変更の理由と伺っております。定期的な利用予定の登録及び変更等につきましては、保護者からの連絡を受け、その都度各プラザで整理しております。

次に、利用状況でございますが、4月から10月までの延べ利用人数の状況を見ますと、6月に約17万1,000人の利用がございました。9月は約11万9,000人と、4月からの4カ月間の利用数に比べやや低い利用数となっておりますが、10月は約13万3,000人と上昇傾向を示しております。

次に、スタッフの配置状況でございます。基本的には、スタッフリーダー1名、チーフサポーター1名、サポーター2名の計4名を基本配置としておりますが、4月の事業開始に当たっては、一日も早く事業を軌道に乗せるためにスタッフ総員体制で臨むように法人に指示し、法人もそれにこたえる形で運営を行ってきたところでございます。開設当初の4月の1カ月間はほかの月に比べ約1万4,000人の登録数の増加があり、大変に多い登録受け付けを行いました。また、利用方法の周知、プラザでの児童の活動づくりを進めた最初の月でございました。その後も障害のある児童を含む利用児童数や活動場所にに応じて必要なスタッフの配置を行ってまいりました。実際のスタッフの稼働状況は表2にまとめさせていただいておりますので、ごらんください。スタッフ総員体制での流れで運営いたしました5月のスタッフの配置状況につきましては平日平均6.54人となっております。

また、半年を経過した9月のスタッフの配置状況につきましては平日平均7.20人となっております。

次のページに移りまして、表3をごらんください。わくわくプラザにおける4月から10月までの7カ月間のけがの発生状況を1カ月単位でまとめてございます。また、表の合計欄右側の部分は学年別の発生件数をお示ししてございます。学年別の状況を見ますと、登録率や利用頻度の多い低学年にけがの多い状況があらわれております。

次に、表4-1をごらんください。施設整備につきましては、平成14年度までに小学校及び関係局との協議調整の上、工事を行い、事業を開始いたしました。しかしながら、予想を上回る登録及び利用状況があり、また実際に使用した上での使い勝手の部分で運営を行っている法人及び保護者の方々等からさまざまなご要望がございました。このため、施設の整備、改善等についての優先順位等を総合的に勘案し、当該小学校及び関係局との相談及び調整を行い、表中ナンバー1から11までに記載してあります15校の工事を実施してまいりました。

次のページの表4-2をごらんください。表中の12から17までに記載しております12校の工事につきましては、小学校及び関係局との調整を図り、すべて今年度中に改修工事等を実施し、利用児童が快適に過ごせるように努めてまいります。

以上でございます。

○佐藤（喜）委員長 説明は以上のとおりです。

質疑等ございましたらお願いいたします。

○井口委員 幾つか伺いたいと思います。

まず1つは、この間多くの議会を通じて施設の改善をたくさんお願いをしてきたり、現場に行って余りにもひどいとその場ですぐ電話してお願いをしてきましたけれども、ここに幾つか施設の改善についての一覧表があるのですが、まず1つ伺いたいのは、前回の議会で決まったプレハブの音のうるさい問題はその後どうなったか教えていただけますか。

○近藤青少年育成課長 現在2カ所の法人に対して、かわさき市民活動センターと青丘社でございますけれども、プレハブの音の大きさについて、まず現場のスタッフからお話を伺ってほしいということで集約を行っていただいております。その結果、音の測定を、関係局で調査する機器を持っているところがございますので、既にそこにはまとめり次第相談をさせていただくということでお願いをしてございますので、その部分について調査をしていきます。ただ、本来的には全部の施設をお願いすれば一番いいのですが、残念なが

ら相手局も私どもの施設だけではございませんので、いろいろなご要望が来ているところがあります。したがって、日程調整ですとか箇所数についてははっきりまとめてきてくださいというご要望もございますので、そういう状況で今調査をかけている段階でございます。

○井口委員 実際本当にうるさいので、これはきっと問題が起きていると思いますので、注意をいただきたいと思います。

そのほか例えば中野島小学校はこれに載ってしまっていて、14番でキッチン等補修工事をされるようですけれども、実際に教室が足らなくなるのではないかとされている玉川小だとか小田小だとかの対応はどうなっていますか。

○近藤青少年育成課長 基本的には学校との協議をいろいろしています。教室が1教室で、利用児童数が多いのでスペースが狭い。したがって、現在はいろいろとそれぞれの学校ごとに、基本的に密集する時間帯は、高学年の授業をやっている1時間という部分はかなり密集する状況が多いものですから、校庭ですとか体育館ですとか高学年の授業が終わった後にはある程度スペースを確保できますけれども、その部分もございまして、今の段階ではそれぞれの学校で工夫をいただいておりますが、今後について子供たちの現状も含めて学校と相談をし、ただし、これは予算を伴うものでございまして、平成16年度の予算編成の中にどのような形で反映できるか関係局と協議をしているところでございます。

○井口委員 玉川小と小田小は協議をしているところなのですね。

○近藤青少年育成課長 必要な協議は行っております。そして、予算の確保に向けて努力をさせていただいているということでございます。

○井口委員 この間いろいろと問題意識を持って見させていただいたし、議論もしてまいりましたけれども、1教室にあの子供たちが入っていることの異常さを一日も早く解消してほしいということです。協議をしているとかなんとかするといつて、玉川小と小田小というのは何ともならない学校なわけです。もうプレハブをつくるか、どこかに出すか。しかも教室もないということに対して抜本的に手を打つおつもりがあるのかどうか、いかがですか。

○高阪地域生活部長 具体的な学校名が出ておりますけれども、基本的には予算を獲得して、予算措置があつて初めてできる部分でございますが、どうしても工事を伴うということがございます。したがって、そういう必要な予算措置を講じられるように努めているところでございます。つけ加えますと、基本的には学校側もそのような状況については十分

ご協力いただけるような方向で検討いただいているということでございます。

○井口委員 含みがあってではございませんけれども、プレハブになるということも考えているのですか。

○高阪地域生活部長 プレハブとか教室とか、そのようなことについては今後予算議会を通してということになりますので具体的なお話はできませんけれども、基本的には子供たちのスペースが確保できるように現在協議をしているということでございます。

○井口委員 そういうことを考えると、小田小と玉川小は特殊ですから多分施設の問題が大きいと思うのですけれども、そのほかのところについてもずっとこの間回ってきた中で、まず施設を修繕するのにすぐ直してもらえない、お金がないですとか、遊具を買いたいだけどもお金がないという話をたくさん聞いてきたのです。まず、そもそも伺いたいのですけれども、各予算というのは、委託費はもちろん法人に出しますよね。その委託費はわくわくプラザごとに均等配分されて、施設費ですとか、備品費ですというふうに分けられているものなのですか。

○近藤青少年育成課長 先般の議会でもご質問がございましたのでご説明させていただきましたけれども、プラザの登録状況ですとか児童数ですとか、いろいろな部分がございますので全く均等というわけにはいかないという判断がございまして、それぞれの法人がその施設ごとに在籍児童数ですとか小学校全体の児童数ですとか、そういうものを考えながら区ごとにまず割り当てをして、そしてそれぞれの区ごとの中で小学校ごとに必要な予算の配分をしていると伺っております。もともとの予算もそのように分けて割り当てをしている、方法としてはそういうことです。

○井口委員 ある小学校へ行ったときに、うちは年間で7万円もらっているのですと。7万円というのはトイレトペーパーで終わるのですというふうに言われるのです。本当に遊具も何もない状況だと言われるのですけれども、年間7万円程度なのですか。

○近藤青少年育成課長 どの場所かわかりませんが、7万円程度のところも当然あると思います。

○井口委員 全体予算枠はわかりますけれども、これだけの事業を運営していこうと思ったらそれ自身が本当に少ないと思うのです。網戸が動かなくなった、直せない。窓ガラスにテープを張ってあるけれども、直せない。障害のある子供用に特殊な遊具を買いたいけれども、もちろんそのお金はないというふうに本当になんか尽くしの中でスタッフが頑張っている姿を私は幾つも見てきました。ちゃんとお金を使って子供たちを遊ばせる、豊

かにするということがないに、この事業はとてじゃないけれどもいかないだろうと思うのです。先ほどの東大島小で私も感じたのは、がらんとしていて2階が何にもないのです。壊れた本棚があるだけです。あの中で何か遊びを見つけて遊ぼうと思ったら、それはあれを動かすだろうと私は思いましたよ。現実を見て、本当に貧弱だと思うのです。

予算をふやしていくことがどうしても要ると思いますので、きょうは予算ではありませんから、本当に子供たちのための予算をふやすということなしには今わくわくプラザの中で豊かに遊ぶことはとてもできないだろうということは感じているところなので、そこは要望として言わせていただきたいと思います。

もう1つは夏休みの問題ですけれども、一般的にこういう人数を見せていただいただけでも、8月はもちろん利用率が減っています。それはおうちにお母さん、お父さんがいる子供たちが来なくなるのは当然かなと思うのですけれども、夏休みが終わってから幾つかのわくわくプラザを回って聞いてきましたら、本来、親が働いていて、かつての留守家庭児事業対象の子供でも来なくなっている事例があると聞いているんです。確かに8万221人を単純に25日で割ると約3,200人です。もともと学童クラブには4,000人いましたから、単純に見積もっても減っている。もっと個々の事業の実態を聞けばいろいろな実態があると思うんです。親御さんがいたって来る子もいるでしょうから、私は百歩譲って、留守家庭児事業を包括しているということだったのだから、とりわけ私たちが一番不安に思っている夏休み、親が働いていて朝からどうしたらいいかわからない子供たちがちゃんとわくわくプラザに来ているのかどうか。来ない子供がいた場合、なぜ、どうしていたのか。私はこれはつかむ必要があると思うのですが、いかがですか。

○近藤青少年育成課長 大変申しわけありません。去年の留守家庭児事業の資料を今手元に持っておりませんので正確な情報とは言えませんが、これまで行ってきた留守家庭児事業の部分の中でも実は8月の利用はかなり減るのです。これは原因としてなぜかと申し上げますと、田舎へ帰ったり、旅行に家族で出かけたり、比較的兄弟が1日おうちにいるのでそのまま近所で遊ぶとか、そういった理由もあって、これまでも夏休みというのは利用状況としてはかなり減ります。

それから、夏休み明け以降2学期になって、留守家庭児事業の中でも3年生を中心にですけれども、すべての施設とは申し上げませんが、在籍児童が若干退室をしていく傾向があって、待機児童、1年生がずっと待っているという状況が夏休み過ぎてようやく入れるというような事例も過去にはございました。

したがって、ご質問の問題はそういうことではなくて、要するにその状況をどの程度調べているのかということだと思いますけれども、そのような過去の事例の中で推測でございますので、必ずしも減っているのが留守家庭児なのか、どういう状況なのかというのは、大変申しわけありませんが、調査はしていないということでございます。

○井口委員 私も子供が5年生ですからその事情はわかります。うちの子供だって夏休みは半分行かなかったこともあります。それはいいのですよ。問題は、本当に必要な子供がちゃんと行けたのかどうか。とりわけ夏休みは心配だとみんなが言ってきて、ちゃんとお弁当を持って行ったのだろうか、何をしているのだろうか、親が一番心配な時期だというときに役割が果たせたかどうかについては別個調べる必要があるのではないかと申し上げているので、どういう方法があるのか私もわかりませんが、少なくとも親御さんから声を聞けばちゃんとわかることですから、そこはちゃんと親御さんからの声を聞くというところで改めて対応していただきたいと思うのです。

その点でもう1つ伺いたいのは、この間、いわゆる父母会をつくりたいとか、親たちが集まりたいという声が大変多いのです。地元の小学校で9月4日、夏休み明けてすぐかな、周りに不審者がいたのでスタッフが110番通報したと。不審者のパトロールはしてもらったのだけれども、不審者がいるという連絡をわくわくプラザはしなかったという不信が大変募ったんですね。その問題で父母たちにちゃんと連絡をする方法はないのか、自分たち親同士で連絡をとり合う方法はないのかということで、説明会を開いてもらうか、父母会をやりたいと言ったのだけれども、ついにその対応をしてもらえなかったというご不満が出ているのですね。

父母たちが連絡をとり合う、少なくとも子供たちの情報を交換して最低限の安全を確保する程度のことについて、父母たちとまず父母会をつくる問題についてどうなのか。それから、学校を通じないでわくわくプラザの問題はわくわくプラザの中でちゃんと連携をする。わくわくプラザと父母との関係については大変不満が多いと思うのですが、その点についての父母からの要望はないのか、どう対応しているのか、教えてください。

○近藤青少年育成課長 父母会については、基本的に私どもの方でつくっては困りますということはないわけでございます。したがって、先ほどこのしおりの中でも若干触れてはございますけれども、地域の中で大人と子供がともに育ち合うというのがこの事業の大きな目的の一つでございますので、子供がわくわくプラザに行って遊んでいるから親はいい、大人は関係ないということではなくて、やはり保護者の皆さんも一緒になって子供たちと過

ごしていける。子供がどう過ごしていくのかを応援していただきたい、子供たちの活動を支援していただきたいと思っておりますので、今、委員からのご指摘のように、いろいろな地域での不安ですとか、そういったものについては当然に話し合いの機会を持っていくべきだと思っております。

したがって、私どもの方でも必要に応じた父母会ということで、これまでも臨時的に父母会を開催したところも一父母会とは言っておりません。保護者会と言っておりますけれども、これは言葉の問題ですからどちらでもいいと思うのですが、そういうような保護者の皆さんに集まっていただく時間帯を設けております。夏休み前にもできるだけ夏休みの様子についてご説明する機会を持ってほしいと議会からもご要望をいただきましたし、私どももそれぞれの法人に実施するように依頼をいたしましたけれども、どうしても物理的に開催の連絡が、当初から別の日程で組んでしまったために7月中は無理だと。6月末に1回やっているのと、あるいは9月中に開催するとかいうようなところもありましたけれども、夏休みを挟んですべての施設で保護者へのいろいろな意見を聞く機会を持つように指示をして、そして必要に応じて今後も保護者とのコミュニケーションをとるようという指示はしております。

○井口委員 そうしたら、全部の施設で7月か9月に保護者を集めた企画は持たれているわけですね。

○近藤青少年育成課長 保護者会は実施しております。ただ、必ずしも全員がお集まりいただけたかどうかというのは定かではございません。

○井口委員 それは、わくわくプラザの方から呼びかけがあって集まってくださいというものです。保護者が定期的に、呼びかけられなくても集まって説明していただくとかいうことを自主的にやっても構わないわけですね。その場合、施設を開放していただけますか。

○近藤青少年育成課長 地域の中で大人と子供がともに育ち合うということでお話してございますが、そうなりますと、わくわくプラザのためにいろいろな保護者の方たちの会ができていく可能性があります。したがって、いろいろな連携ですとかそういうものの組織づくりも大事だと。そうしないと、余りばらばらに動いてもいけないかなと思いますので、どういうやり方がいいかどうか、その施設ごとにご相談をいただいて実施していただくような方法を講じていただければよろしいのかなと思います。また、その際に施設の利用状況についても、これまでもこども文化センターの利用方法ですとか、留守家庭

児ホールの利用方法というのは、使い勝手がいいとか悪いとかご批判の部分もございませうので、その辺の部分については十分協議をさせていただいた上で、どのような使い方がよるしいのか、ご相談をさせていただければと思います。

○井口委員 今相談というのは施設ごとに相談していただけるということでもいいのですか。

○近藤青少年育成課長 基本的には施設ごとにできる、できないという状況がいろいろとございませうので、かぎの管理ですとか施設の管理ですとか、例えば教室内の警備の問題ですとか、そういった部分もございませうので、いろいろ物理的な条件がありますから、一概にすべての施設を対象にどうぞというわけにはいかないと思います。結局、警備とかそういう部分についてはなかなか解決が難しいということになれば、近隣のこども文化センターが夜9時までやっております。保護者の皆さんがいろいろお話をしていく上では夜間あるいは日曜ですとかお休みの日になろうかと思ひませうので、そういう意味ではこの4月からこども文化センターが日曜日も休日もオープンをさせていただきましたし、夜間も9時までは使えるようになっておりますので、したがって、地域の中でということをお前提で、こども文化センター事業としてわくわくプラザをやっているわけございませうので、こども文化センターを有効に活用していただいて、わくわくプラザの保護者の皆さんの活動にお役立ていただけると非常にありがたいと思ひしております。

○井口委員 確認しますけれども、保護者が自主的に子供たちのために活動したい、スタッフの皆さんと話し合いもしたりとか、例えば行事をやってみたいとかいうことについては、市民局としては、それはどうぞやっけてください、頑張っけてくださいという立場でおられるということを確認してよろしいですか。

○近藤青少年育成課長 当然にそういうことございませうが、ただ、実施に当たっては、先ほど申し上げましたいろいろな任意の保護者の皆さんのグループができますと、そのグループに対してきょうはスタッフが出てきてくださいうことになりませうと、スタッフは夜あるいは休みにそれぞれ回数を重ねることになりませうので、そうすると一部のグループにだけ行くとまたご批判の対象になりますから、先ほど申し上げましたのは、そういった組織のご相談ですとか、そういったものをさせていただきながら、どういう形態がよるしいのか。ですから、直接スタッフが皆さん方とお話をするときは私どもの方の呼びかけによる保護者会の中でやらせていただいて、保護者の皆さんがいろいろ独自に子供たちを応援しようという部分については保護者の皆さんだけで打ち合わせをしていただいて、代表者の方が保護者会のときにこんなことはどうでしょうかと協議していくとか、さまざま

な方法があると思ひます。そんな方法をそれぞれの施設ごとにご相談いただいて、直接的にスタッフが、きょう保護者会をやるから来てくださうとか、保護者会をやるから貸してくださうとか、ばらばらになってしまひませうと逆にまとまらなくなっけてくる危険性もあひませうので、そういう意味では慎重にご相談いただければということございませう。

○井口委員 わかりました。うるさくなっけてはいけないので要望しておきませうけれども、そんなことは余りないですよ。これまでだっけて皆さんはこのことを心配して集まりたい、相談しようということはやっけてきたわけだし、回数が少ないからこちらから要望しないと集めてくれないという声の方が大きかったわけですよ。だから、もちろんこれからスタッフの皆さんから呼びかけられていっゆる説明会みたいなものは当然定期的にはやっけていただかないと困ることがいっばい起こると思ひます。実際今だっけて、先ほど言っけてように不審者が出たけれども説明がなかつたという不満が出るわけですから、適宜必ずやっけていただくと同時に本当は毎月やっけてほしいと思ひます。それはいいですけれども、同時に、一つのまとまったグループとしての自主的な組織についても協力してやっけていただくことを改めて確認させていただいて、終わります。

○石川委員 先ほどの答弁の中で、井口委員の必要な子供が行けっているかどうかの現状認識、調査が必要だという質問に対して、そこら辺のご回答がちょっとあいまいだっけてような気がするので確認をしたいのですけれども、どういっゆるお子さん方が放課後を過ごしているのかという現状把握はニーズ調査等でも行うことになろうかと思ひますが、今現在必要としている子供たち、学童保育の要件であつた子供たちがその後わくわくプラザでどのように元気に遊んでいるのか、それとも自宅待機を強いられているのか、そこら辺の現状認識をする必要があると理解をしてよろしいでしょうか。これは局長にお願いしまひます。

○大木市民局長 現在わくわくプラザで今まで留守家庭児事業にいた子供がどういっゆる生活をしているということは現実的に法人を通して調べることは可能ですが、登録しなかつたという子供の調査まではできかねると思ひます。

○石川委員 それは技術的に不可能ということでしょうか。私は昨年度まで、今の1年生は無理だとしても、2年生、3年生の部分に関しては当然登録人員がいたわけですから、それについてその子供たちがその後どうして生活を送っているのか、自立をしたということでご家庭で過ごしているのか、わくわくプラザを利用しているのか、これは個別につかまえることが技術的には可能ですよ。これも局長にお願いしまひます。

○大木市民局長 技術的にとかそういうことではなくて、わくわくプラザ事業につかま

ては全児童を対象としておりますので、その中で本当に必要であれば申し込みがあると思うんです。そういった意味で、どの子が現在登録していて、どの子が登録していないということではなくて、ご希望があればどなたでも受け付けることになっておりますので、そういったことでPRはすればよろしいかと思うわけです。

○石川委員 今の事業内容が父母の希望に合っているかどうか、子供たちの希望に合っているかどうかというところを私は実態の調査を行うべきだと思っているので、こちらが描いたビジョンに参加しない者は知りませんという対応では、本当に放課後健全育成事業を継承したことにはならないと私は思うのですが、その辺のところは技術的に可能だと思います。もう1度確認をしますけれども、そういう実態調査をすべきだと思いますが、いかがですか。

○大木市民局長 父母の希望に合っているかどうかとか、そういう部分につきましては確かにこちらでやっている事業について、こういうふうにした方がいいんじゃないか、こうやった方がいいんじゃないかというお話もそういう部分については承りたいと思うわけですが、それについては定期的な保護者会を実施しながらご父兄のご意見を聞いて対応していきたいと考えております。

○石川委員 それでは、以前、学童保育を利用しながら現在行かれていない児童がどのぐらいいらっしゃるのか。また、その理由はどんなところにあるのか。それを局長はご存じですか。

○大木市民局長 存じておりません。

○石川委員 それをつかむ必要性があるとはお考えになりませんか。

○大木市民局長 今そういう方からスタッフを通じて直接的に耳に入っておりませんので、申しわけないのですが、またこれから調査をさせていただきたいと存じます。

○石川委員 調査というのは具体的にどういう調査ですか。

○大木市民局長 今おっしゃったような以前留守家庭児事業を利用していたご父兄の方からどういったご要望が出ているとか、お声が寄せられているかどうかということも確認しておりますので、その辺も確認して判断したいと考えております。

○石川委員 では、そういう呼びかけそのものはそういう声があれば対応する、そういう声をちゃんと把握する必要性があるというふうな今のご答弁の内容だと思うのですが、そのことでよろしいですか。確認します。

○大木市民局長 まず、先ほど申しましたように、スタッフ、法人から青少年育成課を通

して実態を把握してから判断したいと考えております。

○石川委員 それについては、そういう場がないわけですから、父母に声を上げろと言ったって上がってこないわけです。そういう場を設けて、そういう意見についても耳傾けるということは、市民サイドとしても必要なことでしょうし、また局としてもそれに耳を傾けるということですので、ぜひそのところはご検討いただきたいと思います。

要綱に沿った形で根本的な問題を1つだけ質問したいのですけれども、実際定期的利用児童の子供たち、端的に言ってしまえば、学童保育に通っていた子供たちを含めた児童の対応策というふうに理解をしますけれども、それでよろしいですか。

○近藤青少年育成課長 そのとおりです。

○石川委員 そうしますと、ここには専用室とか専用スペースを確保するということがございます。これは私も代表質問や私自身の質問を通して再三確認をしてきたことですが、児童福祉法では、ただ単なる遊び場ではなくて、愛護に欠けた子供たち、昼間帰ってもお父さん、お母さんがいない。これは就労等ということですから病気や介護も含まれると思うのですが、そういう子供たちにとって家庭と同様にくつろげる場が必要だというふうな形で専用室やスペースを設けなさい、専任指導員を設けなさいということになっているわけですが、そういうことをしっかりと設けるのだというふうに当然この要綱はうたっていると理解しますが、よろしいですか。

○近藤青少年育成課長 実際にそのとおりですが、残念ながら1教室しか確保できないところもございます。

○石川委員 というのは、この要綱どおりにやれていないところも存在するという認識だということですか。

○近藤青少年育成課長 要綱どおりにやれていないという認識はありません。ただ、小学校の状況に応じて専用室を確保するというふうに記載してございます。

○石川委員 状況に応じてということは、この状況が許せていないところもたくさんあるということですね。確認します。

○近藤青少年育成課長 2教室分のスペースの確保については、できていないところがまだ58カ所ございます。

○石川委員 その58カ所については、この定期利用児童の生活環境に配慮し云々、専用スペースを確保するということが満たされていないというふうに理解できますが、それでよろしいですか。

○近藤青少年育成課長 スペースが満たされていないと理解するというところでございますけれども、基本的に十分なスペースというのは国で言えば補助金対象の1.65平方メートルになるかと思いますが、私どもはそれに近づくように努力をしていきたいと思っております。

○石川委員 この要綱で定める定期的利用児童というのはすべてのホールにいらっしゃるわけですね。それに対する専用室あるいは専用スペースが確保できていないところがあると、今のご答弁を聞いていますと聞こえてくるのですが、そういうことですか。確認します。

○近藤青少年育成課長 要綱の中で申し上げている第8条の中で「衛生及び安全が確保された設備を備えた生活の場としての専用室又はスペースを当該小学校の状況によって設置する。(2)専用室又はスペース、定員及び職員数については別表のとおりとする。」ということでお示しをしておりますので、114すべての学校で定期的な利用の申し込みを受け付けております。大変残念ですが、58校についてはそのような定期的な児童に対する確保はできていないというのが実態でございます。

○石川委員 それでは、この要綱に定めてあるとおりに実施ができていないところが58カ所あると今のご答弁だとなるのですけれども、そうですか。

○近藤青少年育成課長 別表で58カ所については定めておりませんという言葉は書いてございませぬけれども、この別表を読んでいただくとそういうことになってしまうのです。したがって、要綱では114校で定期的な利用児童を含んですべての子供たちに対して事業は実施しますが、58校については専用室及びスペースは確保できていませんということが書いてございます。文字には出てきませんが、別表で示しているとおりでございますので、要綱のとおりにはやっていないということにはなりません。ただ、すべての学校にこの専用室及びスペースを確保できていないということは事実でございます。

○石川委員 要綱というのは、どこどこができて、どこどこができないということがまかり通るのでしょうか。聞いていて非常に腹立たしい思いがするのですけれども、定期的な児童をお預かりするために必要なことが、これは法律にも定められているとおりに専用室あるいは専任指導員が必要だということは十分理解をなさっているのだと思うのです。しかし、それをそろえられない場所がある。しかもそういう条件がないのに定期利用児童は受け入れているのだというのは大変無責任な体制ではないかと思いますが、いかがですか。

○近藤青少年育成課長 今、委員から法律に定められているというお言葉がございました

けれども、実際にこれは議会の中で何度もご報告させていただいているように、補助要綱という部分がございますが、法律の中で児童1人当たりのスペースですとかそういうものは残念ながら定められておりません。したがって、留守家庭児童事業でも、実は大変狭い中に大勢の人数、今現在も他都市においては行われている例もございます。ただ、私が言っているのはそれがいいと言っているのではないのです。現実的にはそれは決していいことではありませんから、子供たちにとっては衛生及び安全な設備を備えたスペースの確保をしますと申し上げています。本来は114校すべてに確保していきたいとは思っておりますが、今の段階では、小学校の状況によっては設置ができませんので、58校は残念ながらいまだに設置ができておりませんということでございます。

○花輪副委員長 済みません。議事進行の関係で、大分時間がたってまいりましたので、質疑ともに簡略にさせていただいて、同じような内容とか、また過度なご説明は避けていただいて簡潔に、大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○石川委員 もちろん私は簡潔に、長々としゃべっているつもりはないのですが、

そこで具体的に聞きますね。先ほども改善の要望が出ているというところですけども、玉川小学校では、この目的の第2項、児童福祉法第6条の2第7項に基づく児童健全育成事業、7項というのは放課後児童健全育成事業のことですが、玉川小学校でもこの実施を含んでいることになりますね。これを確認させてください。

○近藤青少年育成課長 そのとおりです。

○石川委員 そうしますと、それを実施する場所をちゃんと定めなさい、専用スペースを定めなさいというのが児童福祉法の中に述べられています。それはどこの場所でもいいわけです。児童館でもいいわけですが、教室でも構わないわけですが、それでは、玉川小学校においては第6条の2第7項における専用室というのはどこに当たるのでしょうか。

○近藤青少年育成課長 このプラザ室が専用室でございます。

○石川委員 この全体が専用室であり、またわくわく室でもあるという判断ですね。言葉をかえて言いますと、定期利用の子供たちに対する専用室ではなくて、定期利用の子供も一緒に利用できるわくわくプラザとしての部屋だと考えているのかなと思うのですが、そういうことですか。

○近藤青少年育成課長 そのとおりでございます。

○石川委員 それでは、これは再三繰り返になりますので私の意見だけにしますけれども、児童福祉法では専用室を設けなさいということでやってきているわけですが、専用室が

ないから、例えば国に対しても補助金の申請ができないわけです。これが本当に放課後健全育成事業を行っている条件を整えていると言えるかといったら、私は言えないと思うのです。これはしっかりと専用スペース、お互いに交流することはあり得るでしょうけれども、条件のないところも含めて放課後健全育成事業をやる環境を整えたのだということにはならないということをはっきりと指摘しておきたい。

あと、先ほど補助要件と言いましたけれども、補助金そのものは現在どうなっているのですか。56校で申請をしたことは存じ上げていますが、その後おりにいるのでしょうか。

○近藤青少年育成課長 まだご通知はいただいておりません。

○石川委員 当初、厚生労働省に問い合わせたところ、申請自身も簡略化して10月上旬には各地方自治体とも認可をおろしたいということをお聞きしていました。これがずれ込んでいる理由は何かあるのでしょうか。

○近藤青少年育成課長 確認しておりません。

○石川委員 予算がおりにあるかどうか、補助金がおりにあるかどうかということについて確認していないというのは随分無責任な言い方だと思うのですが、これは確認する意思がそもそもないのですか。

○近藤青少年育成課長 ご指摘でございますので早速確認をさせていただきます。

○石川委員 私たちは厚生労働省に行って聞いてきました。実際、専用室があるかどうか、その使われ方がどうか、図面だけでは十分に確認できないので、一校一校精査をしているという話でした。これについては多くの問題がある、そんなにすぐにはすんなりとおろせないのだということが厚生労働省にもあるのだと。おりにあるかどうかはその事業が適切かどうかということとは直接的には関係ないと私も思います。これは国が勝手に決めることですから、だからといって評価されたとか、されないとかいう問題をすぐに持ち込む気はもちろんありません。しかし、今回の施設問題、特に要綱に書かれている問題がすべての学校では対応できないところもあるということを平然と言って、そしてそれでも定期利用の子供たちに対しての環境が整っているのだということは非常に問題があると思うのですが、これについて、局長、今後こういう定期利用を要綱でうたっている以上、とにかく早急にこれをやるよう、ほかのところでも具体的な対案を盛り込む必要があるのじゃないですか。

○大木市民局長 この要綱は川崎市のわくわくプラザ事業実施要綱でございまして、この要綱に沿って私たちは事業を進めているということでございます。

○石川委員 私が言っているのは、要綱で求めている内容を全校で実施できるように、少なくとも早急にやれていないところの手だてを具体的に打つべきではないか、要綱に沿った実施をなさいと言っているのですが、いかがですか。

○大木市民局長 物理的な面もございまして。学校当局の予算もありますので、その辺を踏まえて、できるところから実施していきたいと考えております。

○石川委員 まず、みずから定めた要綱を完全実施ができないところに今回の非常に大きな問題があると私は思います。これは私の意見として言わせていただきたい。

あと、ちょっと後の問題として資料だけ要求しておきたいと思います。わくわくプラザは夏休みを過ぎましたけれども、その夏休みの間、課外活動ですとか、いわゆる変化に富んだ生活がわくわくプラザでも必要になってくると思います。各わくわくプラザごとにこの夏休みにどのような課外活動なり工夫を凝らした活動があったのかというのをまとめていただきたいのです。これはきょう、あすというわけにいかないでしょうから多少お時間がかかっても構いませんけれども、例えばどこどこにハイキングに出かけたとか、特にそういう変化のあるものについてデータをお示しいただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。これは課長でよろしいです。

○近藤青少年育成課長 大至急それぞれの法人にまとめていただくようお願いをいたします。

○石川委員 それについて報告をいただけるという理解でよろしいですね。

○近藤青少年育成課長 はい。

○石川委員 とりあえず結構です。

○猪股委員 3つ要望、3つ質問をします。

最初に要望を言います。先ほどから防災、要するに避難路の問題が出ておりましたけれども、それで思い出したのですが、高津区の南原小学校などは、非常階段、外階段をおりにいくと下の敷地が囲われている状況です。子供たちはオープンスペースの中に確保されないと、私も見てきてそう思ったのですが、早急な改善が必要だろうと思います。

それから、今夏休みの過ごし方の話で資料要求が出ましたけれども、夏休みの朝から夕方までずっと長時間見ていくと、スタッフも子供もそれは大変な状況です。その中でプールを使用できないか。学校との関係性の中でわくわくプラザとしてプールを活用できないかということでの検討をぜひしてほしいと思います。

それから、3点目の要望は、さっきから定期利用の専用室の話も出てきていたのですが、

そればかりではなくて、一般の子供たちも勉強をしたり、宿題をしたりというような場所が確保されていないのです。元気に遊び回ることが保障されているのですけれども、宿題をしたりというようなことが保障されていないと思いますので、そのところを何とか改善していただきたいと思います。

それから、質問ですけれども、4月当初スタッフの募集で、応募してきたスタッフの人は小論文を書いたりとか、自分の情熱、思いを書き示しながら応募してきて、スタッフとしてやってきて、そのころは非常に意欲満々、頑張ろうとやっていたのですけれども、スタッフがどんどんふえてきて1人の就労時間が大変短くなってしまっている。この前議会でも出ていたと思いますが、それに伴ってスタッフローテーションのこまが非常に小さくなってしまっているのです。そうなってくると、先ほどの事故事件のお話にもつながる話ですけれども、子供たちの日常的な状況を把握していくということが欠落してくるし、あるいは子供とスタッフの信頼関係が蓄積されていかないうようなことも事故や事件につながっていく可能性も大きいということでは、スタッフのローテーションのあり方の見直しも必要じゃないかと思うのです。

私自身が昔、学童を自宅でやっております、8人、9人、多いときは十何人見ていたのですが、信頼関係が非常に蓄積されておまして、この子の体調はどうだとか、きょうは給食で食べ過ぎちゃっておなかが悪くなってしまったりとか、いろいろな話で性格だとか体調だとか全部わかっているものですから思い切った活動ができるわけです。例えばのみを使ったり、ハンマーを使ったり、あるいは海水浴に行ったりとか、そういう大胆なことだつてある意味ではできるのですが、それが決して事故にはつながっていかなかったというのは、そういう意味では日ごろの子供たちとの関係性の問題も大きいのではないかと思います。その辺のローテーションのあり方についてどんなふうに考えておられますか。

○近藤青少年育成課長 前段のけがのときにもお話ししましたが、今後の勤務体制ですとか職員の体制ですとか、そういったこともまず検討する必要がありますし、今委員からご指摘の18時間以内という人は週に1回しか勤務できないとか、登録スタッフに多く応募をいただいている状況の中でそういう事態も発生していることは事実でございますから、基本的にはそういうことも含めてできるだけ子供たちとかかわっていただく。1日の時間帯が長い方がいいのか、何日か多くかかわっていただく方がいいのか、その時間帯の問題ですとか、そういったことを含めてそれぞれの施設ごとに再点検していただくように法人にお願いしていきたいと思います。また、私どもでもどういう形がいいのか、法人

と十分協議をした上で進めてもらうようにしてまいりたいと考えております。

○猪股委員 本当にそこは働いている人の意欲の問題もありますし、今申し上げましたように、子供たちとの信頼関係をどうスタッフと築けるのかということをもう少し仕組みとして考えてもらいたいと申し上げておきたい。

地域のボランティアの活用が当初しきりと言われておりましたけれども、地域のボランティアの人たちが有効に活用されている状況ですか、どういう状況なのですか。

○近藤青少年育成課長 すべて114校で有効に活用されているかどうかということまでまだ調査は行われておりませんが、一部報告をいただいているところでは、既に新聞等でもご紹介されていますけれども、近くに畑を持っていられて、そういったところに土に親しむようなことでご招待いただいて、いろいろなことを教えていただく活動をやっていたところもあります。それから、当然夏休み期間中は学生のアルバイトとボランティア、地域のいろいろな音楽活動ですとか、そういったことをやられているところが何回かは訪問してご指導いただいたとか、そのようなものもございます。さらには、形にあらわれない、ちょっとお手伝いしましょう、トイレ掃除をさせていただきますとか、そのようなことでお手伝いしますとお申し出いただいて参加していただいたりもしています。

ただ、ボランティアという部分を全面的にどうぞどうぞと受け入れるわけにはまいりませんので、いろいろと内容等についても確認をさせていただいた上で、余り根掘り葉掘り聞くような形になるとせつかくのお申し出に失礼になるのですが、ただ慎重にやらないと一こういう席で申し上げていいかどうかわかりませんが、ボランティアが起こした事件もいろいろあるように聞いておりますので、その辺は慎重にやるようお願いしております。

○猪股委員 わかりました。学生のアルバイトというのはすごく有効だったようですね。評判がよくて、子供たちがすごく生き生きしていたという話でしたので、大いに活用してもらいたいと思います。

スタッフの体制の話でついでに申し上げますと、先ほどの事件事故の話で、今後、管理体制強化につながっていかないような形でのスタッフへの申し入れをきちんとしておいてもらいたいと思います。

それから、次の質問ですが、おやつです。おやつの品質だとか賞味期限だとかのチェック体制はあるのですか。

○近藤青少年育成課長 基本的には業者の方に十分そういうものの安全面に配慮していた

だく、食品についても配慮していただく。あと、保護者の方からアレルギーのお子さんのお申し出は事前にきちっといただいていますので、そういった部分についても業者の方にもお話をし、ただ添加物等については食品表示では十分わからない部分もありますので、そういったものについては事前に業者からお知らせをいただいて、保護者の方にこういうものは大丈夫ですかという情報交換も一部ではそれぞれのスタッフがやっているようです。

○猪股委員 昔、特別養護老人ホームで、週に1回お年寄りがお買い物をする機会があるというので納められていたお菓子がほとんど賞味期限が過ぎていたものだったというのがあって、私もそれで調査したことがあったのですけれども、そういうことがあってほしくないなと思っていましたら、現実にはスタッフから賞味期限が切れたものがあったよというのが当初のころ入ってきていたのです。それで心配していたのですが、このごろになると、さらにそれがわからなくなってしまうというのです。要するに、昔は大袋の中に小袋がいっぱい入ったのが来ていたのが、今は大袋を外して小袋の単位で納入されてきてしまうと、大袋に表示されている品質や賞味期限がスタッフも把握し切れなくなってしまうという状況もあると聞いておりますので、子供たちへの安全、安心というところでは、安全な食べ物、安心して食べられるものということも必要だろうと思いますので、賞味期限も品質も含めてもう少し注意を払ってもらいたいと思います。

あと、帰宅時間が先ほどしおりのところにもありまして、基本的には遅くなって帰ったりするのは危ないから保護者に迎えに来てもらいたいということです。まだまだ1年生であつても親が迎えに来ないということで、もう6時ぐらいになったら真っ暗になってしまうし危ないよということですが、帰宅途中で事故事件が起きたときにはどういう責任体制になっているのですか。

○近藤青少年育成課長 基本的にはスタッフは6時で子供たちを送り出しますと帰宅しますので、実際にわくわくプラザの子供たちが事故に遭ったときには学校に連絡が入るようになると思います。当然地域の方が気づいた場合には、小学校の児童がランドセルを背負っているとか、下校途中ですから、基本的には学校に連絡が入ります。ただ、学校も既に職員が帰った後であると、警察に連絡が行ったりして、保護者から連絡が来るような形にしか体制はとれないと思います。

つまり、帰宅途中での事故というのは、実際には事故があつて、それを警察が把握して、あるいは近所の方が、たまたまこの子はわくわくプラザの子で、わくわくプラザのスタッフとも顔見知りであれば、こういうことがあつたよと教えてくれるでしょうけれども、地

域の皆さんに、子供たちに何かあつたらご連絡くださいという形は現実的にはこども110番の事業ぐらいしかないのです。あと、直接駆け込まない限りは、路上で何かあつたりしたら、これはもう気がついた大人が警察に通報するとか、そういう体制しかない。これはわくわくプラザ以外の子供でも同じ状況だと思いますので、地域の方はわくわくプラザの子なのか、そうでない子なのかの区別は一学区内のときはリボンをつけたりいろいろやっていますけれども一わからないと思いますので、それは地域の皆さんの通報ですとか連絡に頼らざるを得ないというのが現実でございます。

○猪股委員 そうでなくて、保護者の責任なのか、受けているわくわくプラザなり市の方の責任なのかということです。

○佐藤(喜)委員長 済みません。簡潔な答えをお願いいたします。

○近藤青少年育成課長 申しわけございません。質問の意味をちょっと履き違えました。基本的には、わくわくプラザのご説明では、わくわくプラザへ来たときからわくわくプラザを出たときまでとしております。ただ、帰宅途中もスポーツ保険は対応できますとご説明していますけれども、わくわくプラザの中での体制としてはそういう意味でございます。

○猪股委員 今子供たちを取り巻く環境なども非常に危ない状況になってきていますし、小さい子供が6時ごろにそのまま帰る、きょうはお迎えがないから帰ると言われて、強い形でスタッフがそれをとめることはできない、迎えに来るまでは帰さないよという話にはできないわけですが、しおりのところを超えて、ルールとして低学年についての安全対策をもう少し講じておかないと、何かあつてから後で言われると大変なことではないかと思えます。

終わりです。

○織田委員 時間も押しているのですが、4点ほど。

1つは、さっき井口委員がおっしゃったことと私は正直印象が違うので恐縮なのですが、この間がっかりしておりますのが、それぞれのわくわくプラザの父母懇談会をやっていたいて、できる限り顔を出させていただいているのですが、宮前などではかなり人数が集まって多少活気があつたという印象は富士見台小学校ぐらいで、それ以外は本当にぱらぱらなんですね。自分たちの子供の問題なのだから父母の皆さんにしっかり興味、関心を持って、また地域でわくわくプラザの事業をしっかり支えていくようなのが本当はないといけないなという思いを実は持っているのです。そういう意味では学校との連携、地域教育会議とか、こども文化センターの運営協議会のことなどもございましょうが、しっかり地

域と連携をとることをぜひ青少年育成課でご判断いただいて、さらにちょっと心配しておりますのが、確かに要綱にもありますように理念は本当にすばらしいのです。子供も大人もともに来て、ともに育ち合う場をつくる。理念は本当にいいのですけれども、残念ながら地域で自主的に、またボランティアの皆さんでしっかり支えてこの事業がというところまで正直ちょっと温度差があるのかなという気持ちがありますものですから、ことしまだ半年でございませけれども、やはり市民局がもう少ししっかりと骨太の基本部分をサポートしていただくことが必要なのかなという思いがあるのですが、それについて一言、局長のご感想をいただけますか。

○大木市民局長 父母懇談会については、定期的にこちらの情報だとか、あるいは父兄のご意見も参考にしながらよりよい運営に努めていく、当然のことながらそうだと思います。ただ、それぞれのお子さんの家庭の事情もありまして、お勤めの関係とか、親の介護だとか、いろいろなことで参加できない方もいらっしゃいます。そういうことも含めて、出やすい日に設定するとか、いろいろな手法があろうかと思えます。委員が今おっしゃったようなPTAへの呼びかけだとか、地域教育会議とか、そういう団体も含めて、私の方としても積極的に呼びかけをしながら努めてまいりたいと思っております。

○織田委員 ぜひよろしく願いいたします。

それから、障害児の受け入れの問題は大きいかなという思いがしています。先ほどのご報告でも利用されている子供が非常に多いということですので、受け入れについては、障害児の個々の個性によつての程度がありますので、専門スタッフの派遣ができれば一番いいのですが、いずれにしても、知識のある方が必要だなという思いがあるので、引き続き、障害児の受け入れについてのスタッフの研修もしくは専門スタッフを派遣するか、そういうことをぜひ考えていただきたいと思えます。これは要望とさせていただきます。

もう1つは、東小田小の残念な事故ですが、私は、スタッフの数がいればいい、人的問題は数でフォローすればいいという考え方は正直限界かなという思いを持っています。やはり現場の責任者はスタッフリーダーなわけですから、スタッフリーダーが上限週31時間、チーフサポーターは40時間働けるというのがあるわけですから、常時いる責任者がスタッフリーダーであればスタッフリーダーが常に現地にいて、逆に子供の管理は緩やかにするにしても、スタッフ同士のスタッフの管理はスタッフリーダーがしっかりやってく仕組みを考えないと、幾ら人をふやしても同じような問題が起こるのかなという思いがしているのです。これはいろいろ個々の問題とかもございませますが、それについては局長い

かがでございませしょうか。

○大木市民局長 確かにチーフリーダーの方とか中心になってやっていただいております。先ほども課長からお話がありましたけれども、いろいろなローテーションの中で子供に対応させていただいているわけでございますけれども、1週間の中で週で時間帯を長くするとか、その日でどうだとか、いろいろな考え方がございませるので、その辺を研究させていただいて、確かにスタッフが多ければいいというものではないですから、やはりきっちり目配りしたり、責任を持ってほかのスタッフと対応できる方が必要でございますので、研究をさせていただきたいと思えます。

○織田委員 ありがとうございます。そこはポイントかと思えますので、今後ともよろしく願います。

最後、私もそうですし、各委員のご質問を見ても、尽きるどころやはり予算の問題かなという思いがいたします。個人的には国の補助金のメニューに沿ってわくわくプラザを進めていくという考え方には強い違和感がありまして、これは川崎の独自の事業でございませから、基本的には市が市費をつぎ込んでこのわくわくプラザ事業を発展させていくというのが本市の筋だろうという思いがあるのですが、それについても予算の問題と。いろいろ聞くところによりますと、予算編成についても枠範囲内7%で一律見直すという通達もあるやに聞いておりますが、ACTIONシステム、さらにサマーレビューの中でこのわくわくプラザ事業については市民局もしくは財政局、その他局を含めて、また市長のご判断も含めて、当面どのようなご判断をいただいているのか、わかる範囲でいいですから教えていただけますか。

○大木市民局長 わくわくプラザ事業につきましては、年間10億円以上の予算をかけております。サマーレビュー、オータムレビューもございませました。その中で私ども重点事業ということで市長にも財政当局にも説明をさせていただいているところでございませ。その中で今まで出ました施設の改善、いろいろなところの修繕だとか、スタッフだとか、そういう予算も計上してございませし、年度内にできるものはそういうものでお願いしたということもございませ。

来年度につきましても、スタッフ確保の予算、それから先ほど来、出ております要綱に沿った施設整備も含めて今上げているところでございませして、私も力を入れているところでございませけれども、何分全体的な予算がございませるので結果はわかりませませんが、局としては重点事業として位置づけております。

○織田委員 では、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○佐藤（喜）委員長 ほかにありませんか。

（ なし ）

○佐藤（喜）委員長 ほかになければ、わくわくプラザ事業についての報告を終わります。

理事者の方、一部交代をお願いいたします。

〔 理事者一部交代 〕

○佐藤（喜）委員長 引き続き、市民局関係の所管事務の調査として「川崎市市民活動推進委員会の提言について」の報告を受けます。

理事者の方、お願いいたします。

○大木市民局長 川崎市市民活動推進委員会からの提言でございますが、これは川崎市市民活動支援指針に基づく市民活動の推進に向けて具体的支援策を検討する中で取り組むべき課題として、市民活動の推進に不可欠な要素である活動資金について協議検討していただいた結果を提言としていただいたものでございます。それでは、その詳細につきましては地域振興課長の谷山から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○谷山地域振興課長 それでは、川崎市市民活動推進委員会からいただきました提言、市民活動の活動資金の確保に向けての概要につきましてご説明申し上げます。黄色い表紙の提言書の1枚目をお開きください。

前文でございますが、平成13年9月に川崎市市民活動支援指針を策定し、それに基づき市長の協議機関として川崎市市民活動推進委員会が設置され、平成14年度には活動の場について検討がなされました。本年度の課題として市民活動の推進に不可欠な要素である活動資金について協議、検討した結果が示されております。

協議検討内容といたしましては、川崎市行財政改革プランにもありますように、最少の費用で最大の効果を上げるためには市民やNPOなどの民間活力の導入が必要であり、中間支援組織と位置づけたかわさき市民活動センターに市民活動の活動資金を置き、かわさき市民活動センターの活用を図ることが重要であると述べられております。

次のページに参りまして目次でございますが、この提言書は2つの大項目と参考資料によりまとめられております。それでは、提言の概要についてご説明いたしますので、右側の1ページをごらんください。大項目Ⅰの委員会の基本的な考え方でございますが、この項目は市民活動支援の推進と市民活動団体の自己決定領域の拡大の2つで構成されてお

ます。

まず、市民活動支援の推進の内容でございますが、第1に、支援の定義については、市民同士が相互支援していくことを原則に、それを促進し、応援していく。第2に、支援の対象となる市民活動とは、市民が自発的、継続的に参加し、第三者や社会の問題解決に貢献する営利を目的としない活動である。第3に、支援に際しては市民活動団体の自己決定領域の拡大と活性化に留意し、行政との協働の推進に当たっては、両者は市民に対し公開と説明責任を負う。第4に、支援の基本は、必要とされる活動資源が市民社会の中で提供される仕組みづくりが必要であり、行政が提供する際は市民活動の自立した社会的役割を尊重し、中間支援組織を通して行うようにすることが重要であると示されております。

次に、市民活動団体の自己決定領域の拡大の内容ですが、第1に、市民活動の活性化には中間支援組織と呼ばれる仲介組織、交流促進組織、連合組織が不可欠である。第2に、活動資金については市民活動団体の最も大きな課題であり、事業委託や助成の仕組みの検討が必要である。第3に、市民活動の評価についての検討が必要であるとの3点が示され、これらの問題点について市の基本的な考え方を示すことにより、市民活動団体の自己決定領域が拡大していくとの考えが示されております。

次に、3ページの大項目Ⅱの委員会報告についてでございますが、この大項目は、1市民活動の活動資金の確保についての基本的な考え方、5ページに参りまして、2市民活動推進基金について、6ページに参りまして、3補助金・助成金について、また8ページに参りまして、4事業委託についての4項目で構成されております。

申しわけありません。3ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、項目1の市民活動の活動資金の確保についての基本的な考え方についてでございますが、市民活動に資金を助成する必要性についてという観点から、第1に市民活動の公益性、すなわち社会全体に対し便益をもたらす性質で、具体的には先駆性、コミュニティ形成性、地域経済波及性、社会的向上性、社会批判機能性などが挙げられる。第2に、行政にとっての補完性、補充性です。つまり、行政の制度の枠組みだけでは社会経済環境の変化により増大する社会的な課題や多様化する住民ニーズへの対応が難しくなっており、こうした行政の課題に対し、量的に補充したり、質的に補完することとなっていると示されております。第3に、市民活動の非採算性についてでございますが、市民活動団体の活動資金は、①会費等の自前の資金、②サービスの対価としての事業収入、③社会からの支援金がありますが、非営利の活動を行うため、活動へのニーズが多くなり、サービス